

令和七年六月十八日（水曜日）午前十時零分 開議

議事日程第三号

令和七年六月十八日（水曜日）午前十時開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 第一 | 議第八十四号 | 令和七年度山形県一般会計補正予算（第一号） |
| 第二 | 議第八十五号 | 令和七年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第一号） |
| 第三 | 議第八十六号 | 県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第四 | 議第八十七号 | 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第五 | 議第八十八号 | 山形県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第六 | 議第八十九号 | 山形県副知事定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第七 | 議第九十号 | 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第八 | 議第九十一号 | 山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第九 | 議第九十二号 | 山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第十 | 議第九十三号 | 山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第十一 | 議第九十四号 | 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第十二 | 議第九十五号 | 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第十三 | 議第九十六号 | 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第十四 | 議第九十七号 | 山形県衛星通信システム第三世代化工事請負契約の締結について |
| 第十五 | 議第九十八号 | 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋床版工事請負契約の締結について |
| 第十六 | 議第九十九号 | 公立大学法人東北公益文科大学定款の制定について |
| 第十七 | 議第百号 | 負担付き寄附の受領について |
| 第十八 | 議第百一号 | 財産の出資について |
| 第十九 | 議第百二号 | 河川整備補助事業大旦川築堤護岸工事請負契約の締結の追認について |
| 第二十 | 議第百三号 | 河川整備補助事業湯尻川護岸及び排水樋門工事請負契約の締結の追認について |
| 第二十一 | 議第百四号 | 河川整備補助事業大旦川連絡水路逆流防止施設工事請負契約の締結の追認について |
| 第二十二 | 議第百五号 | 河川整備補助事業大旦川築堤護岸工事請負契約の締結の追認について |
| 第二十三 | 議第百六号 | 令和六年度山形県一般会計補正予算（第八号）の専決処分の承認について |
| 第二十四 | 議第百七号 | 山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について |
| 第二十五 | 議第百八号 | 山形県公安委員会委員の任命について |
| 第二十六 | 議第百九号 | 山形県人事委員会委員の選任について |
| 第二十七 | 議第百十号 | 県政一般に関する質問 |

本日の会議に付した事件

議事日程第三号に同じ。

出席議員（四十三名）

- | | | | | | |
|---|---|---|---|-----|----|
| 一 | 番 | 石 | 川 | 渉 | 議員 |
| 二 | 番 | 佐 | 藤 | 寿 | 議員 |
| 三 | 番 | 齋 | 藤 | 俊一郎 | 議員 |
| 四 | 番 | 橋 | 本 | 彩子 | 議員 |
| 五 | 番 | 松 | 井 | 愛 | 議員 |
| 六 | 番 | 石 | 川 | 正志 | 議員 |
| 七 | 番 | 阿 | 部 | 恭平 | 議員 |
| 八 | 番 | 鈴 | 木 | 学 | 議員 |

九	番	伊	藤	香	織	議員
十	番	石	塚		慶	議員
十一	番	関			徹	議員
十二	番	江	口	暢	子	議員
十三	番	阿	部	ひとみ		議員
十四	番	梅	津	庸	成	議員
十五	番	高	橋	弓	嗣	議員
十六	番	佐	藤	文	一	議員
十七	番	相	田	日出夫		議員
十八	番	佐	藤	正	胤	議員
十九	番	遠	藤	寛	明	議員
二十	番	相	田	光	照	議員
二十一	番	遠	藤	和	典	議員
二十二	番	菊	池	文	昭	議員
二十三	番	今	野	美奈子		議員
二十四	番	高	橋		淳	議員
二十五	番	青	木	彰	榮	議員
二十六	番	梶	原	宗	明	議員
二十七	番	五十嵐		智	洋	議員
二十八	番	能	登	淳	一	議員
二十九	番	柴	田	正	人	議員
三十	番	洪	間	佳寿美		議員
三十一	番	矢	吹	栄	修	議員
三十二	番	小	松	伸	也	議員
三十三	番	吉	村	和	武	議員
三十四	番	高	橋	啓	介	議員
三十五	番	木	村	忠	三	議員
三十六	番	加	賀	正	和	議員
三十七	番	森	谷	仙一郎		議員
三十八	番	煤	津	博	士	議員
三十九	番	奥	山	誠	治	議員
四十	番	伊	藤	重	成	議員
四十一	番	船	山	現	人	議員
四十二	番	田	澤	伸	一	議員
四十三	番	森	田		廣	議員

説明のため出席した者

知事	吉	村	美栄子	君
副知事	高	橋	徹	君
企業管理者	松	澤	勝 志	君
病院事業管理者	阿	彦	忠 之	君
総務部長	小	中	章 雄	君
みらい企画創造部長	會	田	淳 士	君
防災くらし安心部長	庄	司	雅 人	君
環境エネルギー部長	沖	本	佳 祐	君
しあわせ子育て応援部長	齋	藤	恵美子	君
健康福祉部長	酒	井	雅 彦	君
産業労働部長	奥	山	敦	君
観光文化スポーツ部長	黒	田	あゆ美	君
農林水産部長	高	橋	和 博	君

県土整備部長	永 尾 慎一郎 君
会計管理者	柴 崎 渉 君
財政課長	安孫子 幸 一 君
教育長	須 貝 英 彦 君
公安委員会委員長	北 村 正 敏 君
警察本部長	水 庭 誠一郎 君
代表監査委員	柴 田 優 君
人事委員会委員長	安孫子 俊 彦 君
人事委員会事務局長	工 藤 明 子 君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝 君

午前 十時 零分 開 議

○議長（田澤伸一議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第八十四号議案から日程第二十六議第百
九号議案まで及び日程第二十七県政一般に関する質問

○議長（田澤伸一議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第八十四号令和七年度山形県一般会計補正予算第一号から、日程第二十六議第百九号山形県人事委員会委員の選任についてまでの二十六案件を一括議題に供し、これら案件に対する質疑と、日程第二十七県政一般に関する質問を併せ行います。

質疑及び質問の通告がありますので、通告順により発言を許可いたします。

十番石塚慶議員。

○十番（石塚 慶議員） 自由民主党石塚慶でございます。質問の機会をいただきました会派の皆様に感謝申し上げ、早速通告に従い質問に入りたいと思います。

まずは、水産研究所の事故を受けた県全体の安全管理、人員配置等の考え方について伺います。

本年四月二日に発生しました水産研究所職員の死亡事故については、本当に痛ましい事故であり、改めて心から哀悼の意を表しますとともに、事故に遭われた故人に対し御冥福をお祈り申し上げます。

本件につきましては、昨日の代表質問でも取り上げておりましたとおり、一部、酒田海上保安部による調査が行われている段階ではありますが、水産研究所における状況、今後の対応について一定の理解をしたところであります。

私からは、この事故を受け、県全体としてどのような確認・対応を進めていくのかという観点で二点伺いたします。

一つ目は、出先機関も含めた県の各部局等で死亡事故につながる可能性のある業務・作業を行う部署の把握状況及びそれらに対する安全マニュアルの整備・徹底等、安全管理の実態についてです。

このたびの事故を受け、類似のリスクが存在する業務について、再度確認の必要があるのではと感じるところですが、県全体としてどのように状況を把握し、対応を進めていくのかを伺います。

二つ目は、人員配置や業務量の管理についてです。

県の職員の皆様は、日頃より高い専門性と責任感を持って真摯に職務に取り組んでおられ、その努力に敬意を表するところです。一方で、そうした勤勉で責任感が強い職員ほど業務量が過大になったり、一部の人に仕事が集中したりする懸念もあるので危惧するところでもあります。当然、適正な業務量は個人差があるものと考えますが、過度の負担が蓄積されれば、たとえ危険作業に直接関わらない業務であっても、通勤時の交通事故等、思わぬ形で事故につながる可能性もあると推察されます。

こうした観点から、県における人員配置や業務量の把握・管理等がどのように行われているのか、また、今回の事故を踏まえ、見直しや改善の必要性があるとお考えか、総務部長に伺います。

次に、米について、代表質問も踏まえ、若干別な視点からということで、米の安定生産につながる新規需要米等の活用について伺います。

米の価格高騰が続き、国でも備蓄米の放出など対応を行っております。引き続き、国民全体の関心の高い事項となっております。

価格高騰の原因は、当初、農林水産省で分析したものに加え複数あると言われており、小泉農林水産大臣も目下の

価格高騰に対して対応するとともに、なぜ短期間で高騰してしまったのか原因を突き詰めることが必要と発言しております。

こうした状況の背景には、単一の要因によるものではなく、長年にわたる構造的な変化と近年の異常気象、世界的な経済情勢、さらには国民の消費行動の変化など、極めて複合的な要素が絡み合っていると考えます。

第一に、長期的には人口減少及び食の多様化により、米の国内需要が年々減少傾向にあり、それに伴い、長年にわたって生産調整を続けていることが土台にあります。

加えて、令和五年は記録的な猛暑の影響により、農林水産省の見通しより生産量が八万トン少なく、そもそも供給不足の上、一等米の割合が大幅に低下し、精米歩留りが悪化、結果として流通可能な精米量が減少し、市場における実質的な供給不足を招きました。

また、通常であれば加工用として使用される、「ふるい下米」も不作となり、みそ、しょうゆ、菓子等の加工食品メーカーが主食用米を代替として調達せざるを得ない状況になりました。このことが需給の逼迫に拍車をかける要因となっております。

さらには、ウクライナ情勢を背景とした世界的な小麦価格の高騰を受け、比較的価格の安定していた国産米に需要が集中する現象も見られました。

一方、生産の現場に目を向けますと、肥料、燃料、農業資材の価格高騰が農家経営を直撃し、生産意欲の低下につながった可能性も見逃せません。

令和五年の混乱を教訓として、令和六年産米については、外食産業や加工業者が収穫前から早期確保に動くなど、従来にない動きが広がりました。さらに、南海トラフ地震の臨時情報などを受けて、消費者の家庭内備蓄行動が加速し、需給の不均衡は一層顕著になりました。

農林水産省は令和六年産米の作況指数を一〇一、これは平年並みと発表しておりますが、実際の収穫量はこれを下回った可能性も否定できず、昨日、農林水産省では作況指数の廃止を発表しましたが、今後さらなる精査が求められるところです。

こうした需給の逼迫の中で、年間契約による価格形成に加え、スポット取引が高騰し、流通価格にも大きな影響が及びました。

都市部においては、米づくりの労苦や気象リスク、さらには価格形成の仕組みが見えづらく、米はいつでも安価で手に入るものという認識が強く残っております。そのため、今回のような事態は、あたかも突発的に起こったように感じられ、多くの国民に強い不安をもたらす結果となりました。

このような状況は、誰か一人の過失によって起きたものではありません。むしろ、構造的要因、自然災害、国際的な影響、さらには消費心理が複雑に絡み合った結果と言えるのではないのでしょうか。

今後は、消費者、生産者、流通業者、行政、メディアといった全ての関係者がそれぞれの立場と課題を理解し、情報を共有し合うことで、持続可能で安定した米の生産・流通・消費体制の構築に向けた取組が求められます。

一方で、全体の情報共有と最適化に向かう努力をせず、単純に値段が高いから、もしくは現時点で需要があるからということで主食用米を増産していくと、必ず価格は崩壊します。主食用米の需要喚起を実施するとともに、主食用以外の生産による需給バランスの調整をこれまで以上に繊細に行い、生産者が適正な収入を得て、気持ちよく次の年も米を生産できる状況をしっかりとつくることが重要であります。

現在、国でも非主食用米の品目別助成を実施しており、輸出用米、米粉用米、飼料用米、加工用米、それぞれ状況に応じて助成を行うとともに、県や市町村でも産地交付金を設定し支援しているところです。

これらの需要を確保し、理想的には公的助成がなくても再生産可能な価格で取引されるべきではありますが、現在の局面では、ある程度支援しながら、農家の方々に選択していただく状況をつくらないと、先ほど申し上げたとおり価格崩壊が起きていくと考えられます。

特に米粉については、そのグルテンフリーの特性や小麦の高騰もあり、米粉用米の需要は、十年前、平成二十七年の二万三千トンから、令和七年は六万二千トンと見込まれ、約三倍にも増加しており、本県でも近年力を入れて需要の喚起を行っているところです。米粉用米を生産し、適切な価格で販売することが、今後の農家の安定的な収入確保や主食用米の価格安定につながるのではないかと考えます。

全国の米粉用米生産量の約四分の一を占める新潟県では、食料自給率向上に向け、小麦消費量の一〇%以上を米粉に置き換える「R10 プロジェクト」を推進しており、コンビニ等大手需要者との商品開発、販売促進や、首都圏自治体と連携した米粉イベント等の実施、学校給食における米粉パン、米粉麺活用による需要開拓、小売店・飲食店と連携した家庭での米粉の普及啓発等、複合的に需要の開拓を行うほか、県食品研究センターでは、米粉の製粉技術で特許を取得するなど、米粉の利用に対して技術支援を行っています。現状、小麦粉に比べ製粉コストがかかるため、価格としては割高になるわけですが、それでも米粉を選んでいただける付加価値の創出に取り組んでいるとのことでお話で

した。

生産体制についても、現在の主食用米の高騰を踏まえると、米粉用米の確保が困難になるところですが、生産者の皆さんとの信頼関係の中で需要を満たす供給を実施していくとお話を伺いました。新潟県として、主食用米の増産はするものの、過度で早急な増産は需給バランスが崩れることにつながるという認識をしっかりと示し、非主食用米を含むバランスのよい生産に努めることを発信している状況です。

食料安全保障の観点から、米の安定的な生産と生産者の適正な所得確保は重要であり、このたびは新潟県における米粉の取組を紹介したわけですが、中長期的な視点に立ち、主食用米の生産だけではなく、加工用米や新規需要米等の生産とその需要喚起策の実施も重要と考えます。

そこで、本県における今後の米生産について、農林水産部長の所見を伺います。

続いて、水産業の振興について伺います。

先般、五月中旬、地元庄内浜の漁業者の皆様と意見交換の機会をいただきました。その当日は大変大漁ということで、開始時間の調整をお願いされるほど港が活気にあふれた一日であったと伺っております。中でもクロマグロが多く水揚げされ、百キロを超える大型の個体も相当数あったとのことで、まさに港がにぎわう喜ばしい状況であったということでもあります。

しかしながら、こうした一時的な好漁に安堵する一方で、本県水産業を取り巻く状況は依然として非常に厳しい状況にあります。

令和七年一月から四月の山形県の漁の状況は、漁獲量で百八十トン減の五百九十九トン、前年同期比七七%、生産額は一億一千三百万円減の三億五千八百万円、これは前年同期比七六%と伺っております。

一月から二月にかけて最盛期を迎える庄内浜の味覚マダラ、いわゆる寒ダラは、漁獲量百十六トンで前年比五七%となっており、悪天候によりなかなか船が出せない状況が続いていたことが影響しているようでございます。近年は、毎年過去最低の漁獲量を更新しているような状況であり、引き続き魚の取れない厳しい状況が続いています。

県の御尽力によるマグロの漁獲枠の拡大や、燃料・箱代等への支援をいただき、漁業者の皆様も大変助かっているとの声も多くいただいておりますが、一方で、支援を上回るスピードでの燃料・資材の高騰も現実であり、支援の拡充の必要性を感じるところであります。

特に、底引き網漁については燃料を多く使うことから、出漁の可否の判断に大きく影響し、船が出せず、結果的に漁獲高も減するという負のスパイラルに陥っているところです。鼠ヶ関地区では、五月末で二名船を降りたとのことで、また漁業者が減ってしまっている状況です。

ここ近年、漁業者の皆さんは、少ない漁獲の中でそれぞれ工夫しながら売上げをつくっておりますが、非常に厳しい環境が続いており、それも限界にきているところです。

本県では水産振興策として、担い手の確保やオーダーメイド型の支援、付加価値創出による魚価向上施策等実施しながら、持続可能な漁業を目指しているところですが、さらに今後はサケ・マスの放流・回帰対策、栽培漁業の拡充、養殖の推進等、水産資源確保・増加も含めた幅広い漁業の活動を支援する抜本的な対策が必要で、県の施策が漁業者の皆様の未来を照らすものである必要性を感じます。それがないと、本県漁業は縮小し、本県の魅力が失われていく、さらには漁業者が一人もいなくなるという事態も現実的にあり得る状況です。

改めて燃料・資材への支援の拡充、オーダーメイド型補助金の拡充、港の整備への支援など、漁業を取り巻く様々な支援の拡充の必要性を提言しますが、希望の持てる漁業を実現するための本県の水産振興施策の方向性を農林水産部長に伺います。

次に、農村RMOについて伺います。

農村RMOは、地域運営と農業を掛け合わせた形で持続可能な地域を形成しようという事業で、農林水産省がバックアップして力を入れているところです。

本県でも昨年度予算より農村RMO事業を実施しており、国からの支援を含め、年間最大一千万円、最長三年間と伴走の支援を行うとしており、酒田市の日向地区と大沢地区が協議会を設立し、実際の運営に動き出したところです。

しかしながら、令和六年七月二十五日からの大雨により、特に大沢地区は甚大な被害を受けており、地域の復旧が今なお進められている状況です。災害からの復旧と農村RMOの推進という全国でも例がない、非常に難しい運営をされているのではないかと危惧しているところです。

農村RMOのポイントは、地域と農業者の融合です。この事業は本当に難しく繊細な案件でありまして、特に農家の方々は生活がかかっているため、失敗のできない重要な事業であります。

現在、この事業に取り組んでいる日向地区と大沢地区は、県内初の試みということで、試行錯誤を繰り返しながらも、持続的な地域コミュニティ運営組織の形成に向け、地域と行政側が一体となって挑戦することに意義があり、この成果は貴重な先事例となるものであります。

一方で、農村RMOの形が必ずどの農村にもマッチするわけではなく、農家の皆様や地域運営組織など、様々な関係者の意識の醸成と調整が必要になってきます。

特に、運営が困難となっている中山間の農業と地域が持続可能な運営体制を構築するための方法論の一つとして、地域の皆様の理解を深め、地域で検討のテーブルに乗せていくために、県においては内容の周知や継続的な地域との対話が必要であると考えます。

令和七年度予算においては、この農村RMO事業を含む形で、農村地域における課題解決に係る予算が約五千五百万円計上されております。農村RMOの形まで進まずとも、地域の皆様が自ら方向性を見だし、農業・産業も含む地域運営に取り組んでいくことが重要であり、県はその部分への支援に取り組む必要があると感じるところです。

これからの地域コミュニティ、または中山間の農村の維持のため、大変重要である農村RMO事業の今後の展望、農村地域における課題解決や地域活性化のための取組に対する県の支援について、農林水産部長にお伺いいたします。

次に、持続可能な学校給食の提供と県の役割について伺います。

私が住む鶴岡市は、学校給食発祥の地としても知られており、明治二十二年、現在の鶴岡市家中新町にあります大督寺の境内にあった忠愛小学校で貧困児童を対象に無償で昼食を提供したことが始まりと言われております。

毎年、鶴岡市では給食が始まった明治時代当時のおにぎり、塩ジャケ、漬物の給食を提供し、これは私も小学生のときに食べましたけれども、その歴史を学ぶとともに、給食のありがたさを改めて認識しているところです。

学校給食法、これは平成二十一年に改正されておりますけれども、これによりますと、その目的として、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの」「学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする」と、極めて有効な教育的役割が期待されており、この目的を実現するために、適切な栄養の摂取による健康の保持や、健全な食生活を営むことができる判断力と食習慣、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に対する理解促進、勤労を重んずる態度を養うこと、伝統的な食文化について理解を深めるなどの目標を定め、単なる栄養補給ではない重要な生きるための教育の要素となっていることが定められております。

本県の学校給食の状況は、令和五年のデータではありますが、完全給食実施率は公立小学校で九九・九%、公立中学校で九九・五%となっており、公立小中学校では実質ほぼ一〇〇%という状況であります。

学校給食の実施に関しましては、基本的には市町村が担っており、各市町村がそれぞれの特性を生かした給食の提供を適宜実施しているほか、県としても農林水産部での地産地消の食材に対する支援や、教育局が指導監督する立場で関わる学校給食会のスケールメリットによる食材確保など、各自治体と県が連携しながら、栄養補給のみならず、食育の観点から給食の提供が適切に行われていることに敬意を表すところであります。

食材の調達等は民間企業や農家の皆様も関わっており、地産地消の食材の提供なども各自治体、積極的に行っているところで、まさにおいしいものの宝庫山形県を、給食を通じ児童生徒が体感することは、県民の誇りを醸成するという点でも大変意味深いことであると考えております。

一方で、先般、県内企業で学校給食の主食、パンを提供していた会社が残念ながら廃業されたということを伺いました。これにより、通常ですと定期的にパン給食が提供されるわけですが、現状、パン給食が実施されていない学校が発生している状況と伺っております。この会社の廃業により、県内で学校給食にパンを提供している業者は残り四社となり、食育の観点から様々なバリエーションの給食の提供が必要となりますが、県内での調達ができなくなるのではないかと危惧するところです。

全国的に見れば、他県や大手企業の工場から調達する、もしくは冷凍したものを調達する等は可能なことだとは思いますが、先ほど米問題のところで触れた県内産米粉の県内での活用や地産地消の観点からの食育を考えると、県内でパン給食を実施できる体制を整える、もしくは県もその体制整備の支援をしていくことが必要なのではと考えるところです。

適切で持続可能な学校給食の提供について、県の考え方、役割、また、パン給食の現状とその提供の今後の見通し、対応について教育長に伺います。

続いて、中学校の部活動地域移行改め地域展開について伺います。

部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や多様な生徒の活躍の場であると考えられて、当たり前のように実施されてまいりましたが、それは教師による献身的な勤務の下で成立しており、休日を含め、長時間勤務の要因になる等の課題がありました。また、近年は少子化により、各学校ごと競技人数が不足し合同チームが増えるなど、その維持が困難となっている状況にあります。

このような状況の中、持続可能な部活動に向け、中央教育審議会では、学校単位の活動から地域単位の活動に移行していく、すなわち地域移行が示され、スポーツ庁が中心となり、令和五年から三年間を改革集中期間として、まずは休日の地域移行を進めるとしておりました。

その後、スポーツ庁では令和七年度末の達成期限を撤回し、令和六年十二月に実施されたスポーツ庁・文化庁によ

る「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」では、地域移行を地域展開とし、改めて令和八年度から十三年度までの六年間を部活動改革実行期間とする方向性が示されました。

国の動きは様々あるわけですが、現場の学校の働き方改革を考えると、できる限り早い段階でのスムーズな移行は必須と考えております。

一方で、この地域展開を含む部活動改革により、子供のスポーツや文化活動に触れる機会が減る、選択肢が狭まることはあってはならないと考えております。むしろ、これまで以上に選択肢を広げてあげることができるかどうか、真の部活動の地域展開であると感じております。

部活動は学校教育の中で取り組まれてきたことで、そこで得られるものは多くあったと考えております。専門家の意見によると、OECD・経済協力開発機構では、日本の部活動等の教室内の指導にとどまらない指導について注目しておりまして、特に生活上の課題を自分たちで解決していく実践活動について、日本の部活動等の課外活動への参加は、従来の学問以上に得るものがあるだけではなく、二十一世紀型スキルにますます必要とされる価値観やコンピテンシーを培う場としての学校づくりへ通じていると評価しておりまして、みんなで課題を解決するという要素を持つクラブ・部活動を学校に位置づけていることを日本の強みであると評価しているとのことでした。

単純に部活動を地域に移すのであれば、それは部活動の廃止であり、これまで部活動が担ってきた教育、すなわちただいま申し上げました日本の強みを地域とともに担っていくのが部活動の地域移行・地域展開であるということだと思います。

先般スポーツ庁に伺い、地域スポーツ課の方々と意見交換をする機会がございました。部活動の地域展開に向けた取組について、課題は指導者、財源、管理体制の三点と言われております。

加えて、私の地元鶴岡市のような広大な面積を持つ自治体だと、生徒の移動、これも大きな課題であります。また、都道府県や市町村で地域展開の進行具合が違う中、大会への参加条件も各種目変化してきており、生徒の目標が突然なくなるようなことも実際に起きております。繰り返しになりますが、この部活動改革に伴い生徒に不利益が生ずることがあってはなりません。

推進期間が一年を切る中で、地域展開の状況はどのようになっているのか、令和八年度以降、国の方針を踏まえ、どのような対応を取っていくのか、教育長に伺います。

最後に、里親、ファミリーホームなどの代替養育が必要な子供への支援について質問いたします。

近年、全国的に児童虐待相談対応件数の増加等、これまで以上に子供の養育に困難を抱える家庭が顕在化してきております。

本県においても、児童虐待認定件数は、令和元年度以降、年間六百件以上の高止まりを続けており、令和四年度は六百五十五件、令和五年度は八百六十九件となっております。

令和四年、児童福祉法が改正され、子供に対する家庭及び養育環境の支援強化や子供の権利の擁護が図られた児童福祉施策の推進などが盛り込まれるなど、国もその対応を進めているわけですが、本県でも様々な事情により家庭で保護者と一緒に暮らすことができない子供が社会全体で支えられ、健やかに成長できるよう、関係機関が連携していくための計画、山形県社会的養育推進計画を、令和七年三月、本年度から五年間を期間として策定し、支援の強化を進めていると認識しております。

当然、各家庭や子供の状況は個別具体的に違うため、様々な選択肢を持って当事者である子供の権利を擁護しながら進めていく必要があります。計画では、家庭での養育支援や家庭での養育が困難な場合の代替養育の選択肢等を示しているわけですが、このたびは代替養育の選択肢である里親、ファミリーホームへの委託推進に向けた取組についてピックアップして伺います。

代替養育を必要とする子供の中で、特に就学前の乳幼児期は愛着関係の基礎をつくる重要な時期であり、子供が安心して温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、こども家庭庁では、養子縁組や里親、ファミリーホームへの委託を原則としており、令和十一年度末までに全ての都道府県等において、乳幼児の里親委託率七五%以上、学童期以降の委託率五〇%以上を実現するための取組を推進することとしております。

本県の現状は、里親登録数は増加しているものの、令和五年度末の委託率は三歳未満二三・五%、三歳以上就学前三四・一%、学童期以降は一七・八%という状況であり、早急な対策と対応が求められるところであります。

昨年七月、厚生環境常任委員会の県外視察で大阪府や兵庫県を中心として活動する公益社団法人家庭養護促進協会を訪ねました。

里親探しのための民間の社会福祉団体で、昭和三十九年頃から新聞社と連携し、乳児院や児童養護施設で生活している子供を新聞紙面に掲載する活動や、里親になるための研修、里親制度の広報活動なども行っているということでした。民間福祉団体やマスコミの皆様の力を借りていくことも委託率向上の重要な要素であると感じました。

また、先日、お隣新潟県で里親支援策について調査を行ってまいりました。

新潟県は里親等委託率が非常に高く、令和五年度は三八・九%となっております。政令市である新潟市は市での取組となるため集計が別ですが、こちらも六〇・二%と非常に高い委託率となっております。新潟県では、広い県土に対し児童養護施設がバランスよく配置されていない状況があり、歴史的に里親への委託が推進されてきたそうです。その中で、特に児童相談所での対応、ケースワークの中で子供にとって最適な状況を見極めていくということには非常に神経を使っているとのことでした。

県としての事業は、里親制度の普及啓発や里親相談支援、里親研修やトレーニングのほか、法定研修や自主的な研修、里親同士の交流の場の設定などを実施しており、里親制度の普及啓発においては、テレビ、新聞等での広報を実施しているとのことでした。

直接的な里親推進に向けた取組はもとより、本県の社会的養育推進計画にも記載されている児童相談所の強化等に向けた取組、これが里親委託率の向上にもつながってくるのではないかと感じたところです。

ファミリーホーム、小規模住居型児童養育事業ですが、この形態も選択肢の一つとして重要と考えます。

現在、本県のファミリーホームの設置数は三か所であり、委託子供数は七名となっております。私の地元鶴岡市では、一般社団法人野のゆりにより、すとうファミリーホームが運営されており、現在四名の子供が生活しています。運営する理事、須藤さんは、平成十四年から里親登録を行い、ファミリーホームを含め十九名を受託してきました。その長年の功績により、昨年十二月には公益財団法人社会貢献支援財団による全国表彰も受けられているところです。

「行ってらっしゃい」と「お帰りなさい」を同じ人から受けられることの安心感や、家庭の味、食育等の重要性など、一人一人の里子の事情に合わせた対応に圧倒的な包容力を感じるとともに、「二十四時間三百六十五日子供たちと暮らすことに充実感を得ている」というお話に感銘を受けたところであります。もちろんそこに暮らす子供たちが笑顔と充実感に満ちている状況が何よりの成果と考えます。

ファミリーホームの運営は、複数の子供を同時に養育することから、里親よりも高い専門性が求められるため、広がりにくいことも承知しておりますが、子供にとって重要な選択肢であると考えます。ファミリーホームへの支援、特にハード整備も必要となることから、それぞれの状況に合わせた柔軟性のある支援が必要なのではないかと考えます。

このたび、新たに山形県社会的養育推進計画が策定されたわけですが、社会全体で子供を支え、健やかに成長できるような環境をつくるため、里親への委託率をどのように上げていくのか、ファミリーホームを含め、今後の支援をどのように対応していくのか、代替養育が必要な子供への支援に対し、しあわせ子育て応援部長に伺います。

壇上からの質問は以上となります。御清聴ありがとうございました。

○議長（田澤伸一議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

小中総務部長。

○総務部長（小中章雄君） 水産研究所の事故を受けた県全体の安全管理、人員配置等の考え方についてお答えいたします。

県全体の安全管理の状況把握につきましては、このたび、知事部局全所属において、身体等に危険を伴う業務の有無及びマニュアルの整備状況等の自己点検を実施するとともに、その前提として、業務においてどのようなリスクが顕在化しているかを把握するため、知事部局における公務災害の発生状況の分析を行ったところです。

まず、公務災害は、平成二十七年度から令和六年度までの過去十年間で三百八十件発生しており、死亡事例はありませんでしたが、件数が多いものとして、転倒、福祉施設等における利用者からの加害行為、チェーンソーなどの刃物使用中の負傷、蜂刺され等が確認されました。

また、マニュアル整備状況等の自己点検では、危険業務として、農地や林地での作業、家畜を扱う作業、災害発生時の道路・河川等の緊急点検や応急復旧など、百三十五の所属から二百三十一件の報告がありました。このうち約八割の業務ではマニュアルが整備済みであり、また、未整備の業務四十七件のうち約八割では、国の基準等に基づく安全対策が講じられております。その一方で、所属長を含む組織内でのマニュアルの共有や、運用ルールの整備が不十分な所属も見られました。

これらの結果について各所属とも共有し、マニュアルの整備や見直しはもちろん、職員への周知と遵守徹底等についても改めて各所属に指示を行うとともに、内部統制制度において、毎年度、継続的にマニュアルの運用状況等を確認する仕組みを整備したところです。

今後は、安全衛生に関する研修会等において、公務災害の発生状況や傾向等を示しながら注意喚起を行うなど、効果的な安全教育の実施を図り、安全衛生管理の徹底に努めてまいります。

続きまして、人員配置等の考え方についてお答えいたします。

各職員の業務量の把握とその管理につきましては、各所属の管理職が、職員との定期的な面談や日頃のコミュニケ

ーションを通し、仕事のやり方や時間外勤務の状況などをしっかりと把握しながら適切にマネジメントを行うことで、適切な事務執行に努めております。

また、組織・人員体制につきましては、こうした各所属の状況について、毎年度各部局に確認しながら、業務量に応じた適切な組織体制を整備するとともに、職員の適性等も考慮しながら、適材適所を基本とした人事配置を行っているところです。

このほかにも、働きやすい職場環境づくりの観点から、業務量の縮減や平準化、効率化といった仕事の見直しにも取り組んできたところですが、引き続き改善すべき点は改善しながら、職員が安全に適正な業務量で働くことができる体制の整備に努めてまいります。

○議長（田澤伸一議員） 齋藤しあわせ子育て応援部長。

○しあわせ子育て応援部長（齋藤恵美子君） 山形県社会的養育推進計画における代替養育が必要な子供への支援についてお答えいたします。

様々な事情で家族と一緒に生活できない子供にとって、より家庭に近い環境で、愛情を受けながら育つことのできる里親やファミリーホームの果たす役割は大変重要であると認識しております。

県ではこれまで、里親等への委託の推進に向けて、新聞への広告掲載のほか、制度に関心を持つ方が実際の養育イメージを持てるよう、テレビCMやウェブサイトを活用し里親体験談などを発信するとともに、昨年度は新たに、新聞やテレビではアプローチできない層に向けてオンラインフォーラムを開催するなど、啓発手法を工夫しながら里親制度の理解促進を図ってまいりました。

また、里親やファミリーホームとして子供を養育されている方には、児童相談所職員による家庭訪問や、先輩里親による里親サポーターの派遣のほか、本県独自の取組として、委託児童ごとに児童相談所や市町村、学校、保育所等で構成する里親養育支援委員会を設置し、安定した養育環境が確保されるよう地域総ぐるみで支援を行っております。

こうした重層的な取組を進めたことにより、令和六年度末の里親登録数は百四十七世帯と、令和元年度末の百二世帯から五年間で約一・四倍となり、目標としていた百十九世帯を大きく上回っております。

一方で、里親やファミリーホームへの委託においては、実親から養子縁組を前提としない養育里親制度の趣旨・内容を十分に御理解いただき同意を得る必要があることや、虐待による心の傷や障がいがあるなど、子供が抱える問題が複雑化し、委託が難しいケースが増えていることから、委託率向上に向けては、引き続き里親制度への理解促進や里親の資質向上を図りながら、里親とのマッチングを推進していくことなどが必要と考えております。

このため、県では、今年三月に策定した山形県社会的養育推進計画において、里親、ファミリーホームへの委託の推進を施策の柱の一つに位置づけ、取組を強化してまいります。

具体的には、制度の認知度向上に向けてSNS等を活用した情報発信の強化に加え、社会的養護に関する十分な知識や技術の習得のための実践的な研修の実施などにより、里親の登録拡大と資質向上を図るとともに、児童相談所の体制見直しにより里親等への養育支援を強化し、子供の特性等に関する十分な分析・評価を行いながら、里親とのマッチングにつなげてまいります。

県としましては、里親やファミリーホームの皆様から御意見や御要望を丁寧にお聴きするとともに、他県の取組も参考にしながら、市町村や乳児院、児童養護施設などの関係機関と連携し、「すべてのこどもが社会全体に支えられ、将来の夢と希望を実現し、自立して暮らせる山形県」を目指して取組を進めてまいります。

○議長（田澤伸一議員） 高橋農林水産部長。

○農林水産部長（高橋和博君） 私には三問の御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

最初に、農家の所得確保に向けた新規需要米等の生産と需要喚起策についてお答えいたします。

本県の水田は、耕地面積の八割を占める中、令和五年における三十アール区画以上の水田整備率は七九・九%で東北第一位、全国でも上位の整備率となっており、米を作付する上で優位な生産基盤を有しております。

このような中、本県の米政策につきましては、オール山形で主食用米の需給状況に対応した生産数量の目安を設定し、需要に応じた米生産に取り組んできました。加工用米や米粉用米等の非主食用米については、政府が設定する水田活用の直接支払交付金の単価に加え、県でも独自に単価を上乗せする支援メニューを設定し、振興を図ってまいりました。

今年一月、政府において令和九年度以降の水田政策を抜本的に見直すことが示されましたが、本県としましては、生産基盤の優位性を生かして、将来にわたり国内に米を安定的に供給していくことが米どころとしての役割であり、そのためには、水田としての機能を維持していくことが重要と考えております。

現在、米価の高騰を受け、短期的には非主食用米から主食用米へと作付を転換する意向が強まっており、政府が先月公表した四月末現在の意向調査によれば、本県の主食用米の作付面積は五万三千九百ヘクタールと、前年実績から一千五百ヘクタール増加する一方、非主食用米は九千七百ヘクタールと、前年実績から一千三百ヘクタールの減少が

見込まれます。

しかしながら、中長期的な視点に立てば、今後、国内マーケットが縮小し、主食用米を増産することが難しくなる中で、水田機能を守っていくためには、主食用米のみならず非主食用米も含めて新たな需要も喚起しながら、その需要に応じた米生産を維持・拡大していく必要があります。

こうした観点から、主食用米につきましては、本県の強みである高品質・良食味米の生産をレベルアップし、ブランド力の向上を図ることで、県産米の評価を高め、国内でのシェア拡大を図ってまいります。具体的には、つや姫については、インバウンド需要を捉えた販売促進や米にこだわる飲食店の利用拡大、雪若丸については、知名度向上に向けた知事によるトップセールスや新たな販路拡大に向けた活動を展開してまいります。

また、非主食用米のうち、特に米粉については、認知度向上や利用拡大を促進するため、食生活に欠かせないパンに着目した取組を進めております。令和五年度には、県学校給食会とパン製造業者、県が協力し、県産米粉の配合率をこれまでの二〇%から八五%まで高めた高配合米粉パンを開発し、給食で導入する市町村に対する支援を実施しております。また、全国から優れた商品を集める米粉パンコンテストも開催し、多くの県民に米粉パンのおいしさや魅力をPRしているところであります。

県としましては、関係機関と連携し、これらの需要喚起策にしっかりと取り組み、県産米の生産と利用拡大を図ることで、水田農業を営む農家の所得確保につなげてまいります。

次に、持続可能な山形県の漁業振興策についてお答えいたします。

本県の海面漁業を取り巻く環境は、気候変動の影響による水産資源の減少や魚種の変化などにより漁獲量が減少し、収入が減る一方、燃油・資材価格の高騰による経費のかかり増しで経営が極めて厳しい状況にあるということは、私も漁業者の方と意見交換をする中で伺っているところであります。

このような状況にあって、本県水産業を将来にわたり希望の持てる産業としていくためには、人材の育成・確保、水産資源の維持・増大、水産物の高付加価値化といった根本的な課題に粘り強く取り組んでいくことが必要であると考えております。

こうしたことから、今年三月に策定しました第五次農林水産業元気創造戦略では、基本戦略の一つに「付加価値の高い持続可能な水産業の実現」を掲げ、担い手の育成や漁業の成長産業化に向けたプロジェクトを展開していくこととしております。

特に、漁獲量が減少する中で漁業者の所得向上を図っていくためには、水産物の付加価値をいかにして高めていくかが課題となっております。具体的には、なぎやしけなど海の状況に関係なく、安定した出荷が可能となる蓄養や、高値で取引が期待される活魚での出荷技術の普及拡大、ワニエソのだし素材の活用をはじめとした、近年漁獲量が増加している低未利用魚を活用した新たな加工品の開発支援、さらには、庄内おばこサワラや庄内北前ガニに続く、新たな庄内浜産水産物のブランド化などを進めていきたいと考えております。

あわせて、漁獲の効率化を図る観点では、広域を移動しますスルメイカやクロマグロの漁場データをリアルタイムで共有するスマート漁業を推進し、生産性の向上を図ってまいります。

また、水産資源の維持・増大に向けましては、沿岸部でのアワビやナマコなどの栽培漁業や沖合でのスルメイカやズワイガニ、クロマグロなどの資源管理型漁業を着実に推進してまいります。

こうした元気創造戦略に基づく、将来を見据えたプロジェクトの推進と併せ、燃油・資材価格の高騰など、漁業者を取り巻く厳しい現状を踏まえた喫緊の課題にしっかりと対応していくことも必要なことから、燃油や資材高騰に対する支援の継続・拡充について検討しているところであります。

さらに、海や漁村の持つ地域資源の魅力を活用した漁業体験やアクティビティーなど、「海業」の展開を促進し、交流人口や関係人口を拡大することで、水産物の消費拡大や地域のにぎわい、新たな所得と雇用の創出につなげていきたいと考えております。

これらの施策の推進に当たりましては、現在、より具体的なアクションプランとなります新たな水産振興計画を策定中であります。策定に際しては、漁業者をはじめとする関係者の御意見も丁寧にお聴きして計画に反映させ、県や関係市町、漁業団体が一丸となって、付加価値の高い持続可能な水産業の実現に向け、取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、農村RMOの今後の展開についてお答えいたします。

農村、特に中山間地域では高齢化や人口減少が顕著になっており、農業を営むことはもとより、集落機能が低下し、生活そのものに支障を来すことが懸念されております。

こうした中、農村RMOは、複数の集落それぞれが持つ強みや弱みを互いに補完して、農地保全活動や農業を起点とした経済活動と併せて生活支援を担う組織であり、地域コミュニティを維持・強化する上で有効であると考えております。

酒田市の日向地区では、草刈りや水路の土砂上げによる農地保全、移動販売や除雪ボランティアによる生活支援など、大沢地区では、自然や景観を活用した地域外との交流や農地保全など、それぞれの地域の実情に応じた活動に取り組んでおります。この二地区では、さらに地域の活力をより高めようと、それぞれ昨年五月から農村RMOの形成を目指した取組を始め、七月の大雨等の被害に見舞われながらも、地域の復旧復興と併せて、話し合いにより策定した将来ビジョンに基づいた取組を展開しております。

具体的には、日向地区では、新たな特産品づくりとしてクランベリーの栽培、人材不足を解消するための農作業アルバイトや生活支援ボランティアをマッチングするアプリの開発などを進めております。昨年七月の大雨による被害が大きかった大沢地区では、活動が制限される中で、被災した圃場のマコモダケを地域外の学生やサポーターと一緒に移植作業を行い、交流活動につなげております。

このほか県内では、村山地域で二地区、置賜地域で六地区、庄内地域で一地区の計九地区において、農村RMOの形成を目指す動きが出てきております。例えば、庄内町の立谷沢地区では、生活支援や農地保全などを担う既存の活動組織を一本化し、自然環境を生かした地域外との交流の拡大や、農用地の保全活動への外部人材の活用に向けた検討を進めております。

こうした農村RMOの形成の取組を進めていくためには、住民自らが将来の方向性を見だし、その実現に向けた活動を継続することが不可欠となります。そのためには、住民同士のつながりを保ち、住民自らが地域に関わりを持つ機会をつくっていくとともに、地域活動を牽引する人材の確保や、地域住民の減少を補う関係人口を増やすことも重要であります。

このため県では、地域づくりをコーディネートするノウハウを持つ県職員を、農山漁村地域づくりプランナーとして派遣し、住民が地域に関心を高める話し合いや活動への積極的な参加を促す行動計画づくりを支援しているところであります。また、関係人口の増加に向けては、アイデアやマンパワーを持つ企業と農村集落とのマッチングの場を設け、地域外との継続的な交流や新たなビジネスの創出に向けたモデル的な取組を支援しております。

今後とも、複数の小さな集落が支え合い、集落機能の維持・強化に有効な農村RMOの形成に向けて、地域の実情に応じてきめ細かなサポートを実施してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 須貝教育長。

○教育長（須貝英彦君） 私には二問御質問をいただきました。

初めに、適切な学校給食の提供についてお答えいたします。

学校給食は、学校給食法に基づき学校の設置者である市町村が主体となって実施しておりますが、県教育委員会では、各自治体の給食センターや学校に栄養教諭や学校栄養士を配置し、これらの教職員が献立の作成に当たっております。その際、栄養バランスや地場産物の食材の活用と併せて、様々な国や地域の食文化に触れることができるよう配慮しております。

その献立に必要な学校給食用物資の調達については、市町村が業者や生産者などから限られた予算の範囲内で安全でより高品質なものを購入しております。様々な購入先の中でも、給食用物資を専門に取り扱う公益財団法人山形県学校給食会が重要な役割を果たしています。

学校給食会は、日本学校給食会法に基づき、学校給食の普及を図り、併せて県内における給食用物資を適正かつ円滑に供給することを目的に設立されたものです。学校給食会では、米飯やパン等の主食やおかずとなる食材を大量に仕入れて、同一価格で安価に販売するなどして安定供給に努めております。

令和六年度における学校給食のパンの提供状況としましては、平均すると一校当たりおよそ月二回提供されておりますが、近年、学校給食に提供していたパン工場の廃業が相次いでおり、令和三年度には県内で十あった工場が令和七年五月末現在では四工場となり、特に村山地域には工場がない状況となっております。このような状況もあり、現在、一部地域では、県内工場で製造したパンの供給ができない状態となっております。そのような地域の中には冷凍パンで代替しているところもあります。

文部科学省では、学校給食の食品構成について、学校給食摂取基準を踏まえ、多様な食品を適切に組み合わせて、児童生徒が各栄養素をバランスよく摂取しつつ、様々な食品に触れることができるようにすることと示しており、県教育委員会としましては、主食となる穀類に関して、米飯やパン、麺類等を適切に献立に組み入れることが望ましいというふうに考えております。

そのため、どのようにしたら学校給食用パンの供給体制の整備が図られるかについて、市町村教育委員会や学校給食会等が一堂に会する県教育委員会主催の食育推進会議等の場において話し合ってもらいます。

県教育委員会としましては、県内の全ての地域の児童生徒に対して、適切に給食が提供されるよう、今後も引き続き関係団体等とよく連携しながら取り組んでまいります。

次に、部活動の地域展開についてお答えいたします。

学校部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、生徒の自主的な活動を通して主体性を育み、異年齢との交流の中で生徒同士の好ましい人間関係の構築を図るとともに、自己肯定感や責任感、連帯感の涵養に資するなど教育的意義を有してまいりました。

地域展開を進める上では、このような学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、生徒数が今後減少する中においても、多種多様な選択肢を提供するとともに、学校の垣根を越えた仲間や地域の人々とのつながりを構築するなど、望ましい在り方を見いだすことが重要と考えます。

本県の部活動改革については、令和五年度から七年度までの三年間を改革推進期間として、文部科学省の実証事業を活用しながら鋭意取り組んでおります。本県では令和六年度までに、全ての市町村に地域移行を検討する組織が設置されており、学校と地域等をつなぐコーディネーターを配置するなど、全国と比較して地域移行が進んでいるものと捉えております。また、地域クラブが創出されたことにより、これまでではなかった競技を選択することができるようになったり、クラブ活動に参加することにより、他校の生徒とチームを組んで活動することができるようになるなど、成果も見え始めております。

本年五月に、文部科学省の有識者会議が令和八年度からの部活動改革についての方向性を取りまとめ、令和十三年度までの次期改革期間内に、原則全ての学校部活動において休日の地域展開の実現を目指すとしております。その際の課題として、地域クラブ活動の体制整備、指導者等の確保と質の保証、活動場所への移動手段、大会等の在り方などが挙げられており、本県でも同様の課題があると認識しております。

県教育委員会では、これまで指導者の発掘と資質向上を目的に指導者研修会を開催してまいりましたが、クラブを持続可能なものとするためには、指導者はもとより、クラブ運営に係る人材不足が顕在化しております。そのため、今年度から新たにクラブ運営に携わる人材を養成するためのマネジメント研修を実施することとしております。

また、複数市町村間での広域的な連携モデルについての実証を行うとともに、その中で、生徒の移動手段の在り方についても検証してまいります。さらに、大会やコンクールの参加条件の変更に伴い、現在活動している子供たちが戸惑っているという声を文部科学省等に対し、機会を捉えて伝えてまいります。

一方、このような地域展開を円滑に進めていくためには、保護者の経費負担が大幅に増すことのないよう、そのための財源を確保する必要がありますので、引き続き支援が得られるよう政府に対して要望を行ってまいります。

文部科学省は、今年の冬頃に現在の地域クラブ活動に関するガイドラインの改定を行う予定としていることから、県教育委員会としては、これに合わせて、本県の部活動改革ガイドラインの見直しを行うとともに、地域クラブの持続可能な運営体制の下、子供たちが今後もスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、さらなる部活動の地域展開を推進してまいります。

○議長（田澤伸一議員） この場合、休憩いたします。

午前十一時十分再開いたします。

午前 十一時 二分 休 憩

午前 十一時 十分 再 開

○議長（田澤伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

二番佐藤寿議員。

○二番（佐藤 寿議員） 県政クラブの佐藤寿でございます。私にとりまして初めての一般質問でございます。一般質問の機会をいただきましたことに、県政クラブの会派の皆様にご心より感謝申し上げます。

初めに、代表質問それから一般質問でも出ておりますが、一言申し上げさせていただきます。本年四月、県水産研究所において、潜水作業中の職員が命を落とすという大変痛ましい事故が発生いたしました。貴い命が失われたことに改めて深い哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様にご心からのお悔やみを申し上げます。

この事故につきましては、報道等によれば、作業人数の不足、危険作業に対するリスクアセスメントの不備、安全対策不徹底の常態化など、幾つかの構造的課題が指摘されています。このような要因が安全配慮義務の履行を困難にしていたことは、水産研究所にとどまらない問題・課題であると想像されます。また、このような問題は県職員をはじめとした自治体の労働現場に限られた話ではなく、民間事業者においても人員不足や経営環境の厳しさから、安全管理や教育体制が後回しにされる事例が多く報告されています。

かつてアメリカのハインリッヒは、数千件の労働災害を調査し、一件の重大事故の裏には二十九件の軽傷事故、さらにその裏には三百件の無傷事故、いわゆるヒヤリ・ハットがあるという法則を導き出しました。ヒヤリ・ハットを共有し安全意識を高めていくことが、労働災害をなくす上では重要です。

労働安全衛生の取組は、地道な取組であり、大きな成果が出るような取組ではありません。しかし、地道に取組を

続けていくことが労働安全衛生への第一歩であり、その意識を全職場、全職員で共有し続けていくことが重要です。公務職場における労働安全衛生の確保は、最終的には県民からの信頼にもつながる極めて重要な課題でありますので、職員の人員配置、体制などは確実なものに改め、その上で、県庁組織の事業場の大小はありますが、労働安全衛生法の設置基準にとらわれることなく、安全衛生委員会等を設置し、山形県が自ら模範となって労働安全衛生の確保を徹底し、その姿勢を県内全体に広げていくことが今求められているのではないのでしょうか、ということをお願いし、質問に入らせていただきます。

最初に、企業局における風力発電所の稼働状況及び今後の電気事業の展開について伺います。

県は平成二十四年三月に、山形県エネルギー戦略を策定しました。この戦略は、本県の豊かな自然を生かして、再生可能エネルギーの普及や省エネルギーの推進を目指し、地域で安定したエネルギーの確保と供給を志向しております。

この戦略も策定から十二年が経過し、社会の変化に伴ってエネルギーに関する制度が改定され、国内外においてカーボンニュートラルの実現に向けた取組が進んでいることから、昨年九月に見直しが行われました。

新しい戦略では、洋上風力発電のような大規模な発電事業を進め、エネルギーの供給基地の構築を目指しております。また、風力や太陽光を中心に地域が主体となって再生可能エネルギーを導入することを重視しています。

こうした中、本年五月二日に、秋田県で稼働中の風力発電所において、風力発電機のプロペラの羽根が折れて落下するという事故が発生しました。秋田県には洋上風力発電を含む多くの風力発電所があり、風力発電の先進県として知られているだけに、今回の事故は驚きを持って受け止められております。

風力発電に対する信頼が失われかねない重大事故でございましたが、県内にも稼働中の多くの風力発電所がありますので、事故の原因究明は急務であると認識しております。もし技術的な問題があるのであれば、安全を最優先に対応する必要があります。

これまで、新エネルギーや再生可能エネルギーの開発と普及は、多くの課題を乗り越えながら進めてきたと認識しております。とりわけ風力発電については、規模の大きい施設であることから設置面での様々な課題や条件がありますが、カーボンニュートラル社会の実現に向けて重要な役割を果たすものと考えております。

そこで今回は、特に企業局が所有する県営酒田風力発電所に焦点を当て、その稼働状況や安全対策について伺いたいと思います。

企業局では、発電事業者として、水力や太陽光に加えて風力発電にも取り組んでおり、酒田市浜中において三基の風力発電機を令和三年四月から稼働させています。企業局は、県のエネルギー戦略の実現に向けた再生可能エネルギーの導入と拡大に取り組んでおり、その一環として風力発電を設置し、順調に稼働していると伺っております。

しかし、県営風力発電所の風力発電機が、今回の秋田県で事故が発生したメーカーの風力発電機と同じものであるとの情報がありますので、県民の中には不安を感じる方もおられるのではないかと想像するところです。

この状況を踏まえ、企業局の県営酒田風力発電所の稼働状況や日常の安全対策、また、今回の事故を受けての対応、さらには水力発電も含めた今後の電気事業の展開について、企業管理者にお伺いいたします。

次に、東北公益文科大学の公立化の進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

東北公益文科大学は、庄内地域の大学として、県と庄内地域の市町村が設立費用を負担し、学校法人が運営する公設民営方式で平成十三年四月に開学しました。全国で初めて公益学を学べる特色ある大学として、地域課題の解決と人材育成に取り組み、開学以来、県内外で活躍する多くの卒業生を輩出しており、庄内地域にとって、大変重要な高等教育機関になっております。

一方で、昨今の少子化を伴う急激な人口減少の影響や、高校卒業後の進路選択の多様化も相まって、開学当初は入学定員を満たしていたものの、近年は入学定員を割る年もございました。定員割れにより、大学の経営基盤にも影響を与え、魅力ある大学づくりが難しくなる懸念がありましたので、地元を挙げて早期の公立化を求める要望を出していたところ、昨年八月八日、県と庄内二市三町そして学校法人東北公益文科大学が、公立化及び機能強化に関する基本合意に至り、令和八年四月に公立化する方針が明らかにされました。これは、庄内地域にとって非常に明るいニュースであると同時に、関係者一同が胸をなで下ろした出来事でもございました。

公立化を見据えた影響は、早速、この春の入学人数にも現れております。平成十三年の開学以来最多となる二百八十七名の学生が入学し、令和五年、六年と二年連続で定員割れとなっていた状況から脱却しました。また、今年に入ってから行われましたオープンキャンパスは、前年同時期の倍以上の参加者数となり、大変なにぎわいであったと伺っております。来春の公立化に対する生徒・保護者の大きな期待や関心が寄せられていることを改めて実感したところです。

公立化を英断されました吉村知事はじめ、様々な課題を見事に解決しながら公立化に関わってこられました多くの関係の皆様に、心より敬意と感謝を表します。

さて、公立化まで一年を切りました。財産の出資や公立大学法人の定款の制定のほか、今後の国への認可申請など、公立化に向けた手続を着実に進めていくことが重要であります。また、外航クルーズ船の寄港に見られるように、インバウンド観光客が庄内地域にも数多く訪れている昨今の状況、グローバル化の一層の進展による多文化共生社会の深化が確実視される中、来年四月に予定されている国際学部国際コミュニケーション学科の開設をはじめとする大学の機能強化にも期待が高まっているところです。

公立大学法人の設立団体となる県、庄内広域行政組合のほか、組合を構成する庄内地域二市三町、さらには学校法人東北公益文科大学と、多くの関係団体がある中で、それぞれの議会も含め、調整を図りながら、様々なことを決めていく必要があります。公立化に向けた準備や国際学部開設の進捗状況、機能強化を含めた今後のスケジュールと展望について、総務部長にお伺いいたします。

次に、飛島の「特定有人国境離島地域」への追加指定についてお伺いいたします。

我が国は四方を海に囲まれ、領海及び排他的経済水域の面積は国土面積の約十二倍、世界で第六位と、まさしく海洋国家であります。日本海に浮かぶ酒田市飛島は、本県にとり唯一の有人離島であり、豊かな自然・文化・歴史を形成してまいりました。バードウォッチャーや釣り客のリピーターも多い観光名所であり、特に本年一月に日本ジオパーク委員会より二回目の再認定を受けた鳥海山・飛島ジオパークは、多くの方を魅了する地域であります。また、島民が近隣諸国の違法操業の監視を行うなど、漁業のみならず、領海や排他的経済水域の保全にとっても重要な機能を果たしています。

一方で、人口はピーク時から九割減少し、令和七年三月末現在で百三十三人、高齢化率も八・九五%となるなど、地域コミュニティの維持が困難になると危惧されています。また、医療・介護、空き家の解体、燃料輸送など離島であるがゆえの特殊な環境にあることから、本土とは違った支援が必要になります。さらに、定期船の更新も検討する時期に差し加かってきており、多額の費用負担が予想されます。

このような中、島内では新生児が誕生し、鳥海山・飛島ジオパークはユネスコ世界ジオパークへの認定に向け動き出すなど、明るい話題も出てきております。

平成二十九年に施行された有人国境離島法は、漁業や海洋調査、領海警備などの活動を行う拠点として重要な機能を維持することを目的として、国境離島の無人化を防ぎ、国家の安全保障環境に対応するための施策を講じていますが、令和九年三月までの時限立法でもあります。

以上を踏まえると、早期に同法が定める特定有人国境離島地域への追加指定によって本土との遠隔性による条件不利性を緩和することが急務であると考えますが、県として国・関係機関への要望や全国知事会などとの連携をどのように進めていくのか、みらい企画創造部長にお伺いいたします。

次に、昨年の大雨災害を教訓とした避難所運営の在り方について防災くらし安心部長にお尋ねいたします。

昨年七月二十五日からの大雨災害から間もなく一年を迎えようとしております。この災害は、本県で発生した自然災害の中でも最大の被害額をもたらしたものであり、多くの県民に深い爪痕を残しました。

私自身、地元酒田市中野俣地区において、発災当日の午前八時二十九分に避難指示が発令される中、消防団員として警戒に当たり、流出土砂の撤去、その後は地域コミュニティの役員として避難所の設置・運営に携わりました。私の住む近隣地域では、市道に架かる橋が折れ曲がり、対岸の集落では断水が続く被害があったものの、それ以外は林道や農地などでの軽微な被害にとどまりました。しかし、隣接する八幡の大沢地区では、荒瀬川の氾濫により道路や河川、住宅、農地などに甚大な被害が生じました。私も災害ボランティアとして同地区での泥掃き作業等に参加し、現場の厳しさを肌で感じたところです。

地元の避難所では実際の避難者数は限られていたものの、酒田市内の他の避難所、特に多くの避難者が集まった大沢地区では、紙による受付業務や、避難者の性別・年代・健康状態などにより異なるニーズの把握に現場が大変苦慮したと伺っております。

避難所の運営には、避難所の設営、受付業務、備蓄品や救援物資の受入れ・配付など、極めて多岐にわたる業務が伴います。特に、配慮が必要な方など多様かつ大勢の方が避難するような状況を想定すると、人手が足りるのかという不安が率直に頭をよぎります。

加えて、避難所運営は発災直後から始まるものですが、その最前線に立たざるを得ないのが、市町村職員や自治会役員など、災害に直面している当事者であるという実情があります。さらに、少子高齢化の進展とともに、自治会役員の担い手の固定化・高齢化が進行し、今後、避難所運営を支える地域の人材をどう確保していくかという点が、ますます深刻な問題となっております。

こうした状況を踏まえ、昨年七月の大雨災害で改めて明らかになった、大規模災害時における避難所運営の課題をどのように捉えているのかをお伺いいたします。また、限られた人員の中でも効率的かつ的確に避難所を運営していくために、デジタル技術の活用、いわゆる防災DXなど、県としてどのような支援や施策に取り組んでいく考えなの

か、併せて防災くらし安心部長にお伺いいたします。

次に、公立・公的病院の役割と持続可能な医療提供体制の構築について健康福祉部長にお尋ねいたします。

本県の人口が百万人を割り込み、少子高齢化が進展する中、持続可能な地域医療提供体制を確保することが、より一層重要な課題となってきています。県内でも、医療機関では昨今の終わりの見えない物価高によるダメージが蓄積され、経営努力も限界に達しています。このままでは医療サービス提供体制を維持していくことすら困難となる事態が懸念されます。医療機関は、国が定める全国一律の公定価格である診療報酬を基本として経営を行うこととされており、長期間続いている物価高騰や人件費の上昇等による影響を収入に転嫁することができず、非常に厳しい状況に追い込まれております。

厚生労働省は、令和六年度の補正予算の「人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ」の中で「医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援」という施策を用意しました。これにより、患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援策として、病床の削減一床当たり四百四十万四千円の給付金を支給する「病床数適正化支援事業」が盛り込まれました。医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象に経費相当分を支給するとのことですが、経営支援の緊急性が高い医療機関を対象とするため、一般会計からの繰入金のある公立病院は支給対象から除外され、本県に割り振られた内示額は百三十五床分、五億五千四百四万円となりました。

新型コロナ対応の財政支援の終了、患者の病院離れ、物価高騰の影響、人件費の増大などを背景に、公立・公的病院の多くは赤字経営を強いられております。特に医療物資は円安の影響を大きく受けており、次期診療報酬改定を待っている余裕はないのが現状です。

公立・公的病院は、中山間地域や離島地域といった地域での医療提供や、近年激甚化する災害時においても、その果たす役割は重要であります。また、国では、二〇四〇年を見据え、新たな地域医療構想の策定に向けて検討を進めていると承知をしておりますが、地域の医療を守るためには、公立・民間を問わず地域の関係機関が連携し、限られた資源を有効に活用していくことが必要です。

今回の百三十五床分、五億五千四百四万円という病床数適正化支援事業の内示結果を踏まえた県の受け止めをお伺いいたします。また、人口減少や高齢化などの社会情勢を踏まえ、山形県全体の将来にわたって持続可能な新たな地域医療構想を策定していくべきと考えますが、併せて見解をお伺いいたします。

次に、昨今の米価高騰を契機とした本県農業の担い手確保並びに育成について、所見と今後の取組について農林水産部長にお尋ねいたします。

昨年夏以降本格化した米価の高騰には様々な要因があるものの、根本的には円安の進行や紛争の長期化を背景とした資材・エネルギー価格の高騰といった国際情勢、また、これまで行われてきた過度な生産調整や、これを一要因とする農業従事者の不足と、後継者不足による高齢化の進行といった農政・政治の責任が指摘されています。

しかし、こうした状況は、長らく低迷が続いてきた水稻をはじめとする農業全般の収益性・経営環境を一定程度改善し、「米は安く当たり前」「もうからない農業」から脱却する好機となり得るものと考えます。特に本年の作付は、高水準の米価もあり、私と同郷で稲作をやっている農業者も、春作業から気合が入り、笑顔で頑張っております。現在の情勢は本県農業政策においても大きな転機と考えられます。

近年では、大規模経営体の展開や農業法人の設立が進み、これらの取組が注目される一方で、依然として大半の経営体においては、その担い手の高齢化や後継者不足、経営安定性の確保といった課題が深刻です。現在は米価高騰局面にありますが、国際情勢や需給バランスの変化を考えると、これまでのように米価は安定的に見通せるものではありません。また、近年では高温障害や豪雨など、気候変動・地球温暖化が引き起こす事態に、農業現場は真正面から対応を迫られております。将来的な米価や経営の不安定性も含めると、米を軸としながらも、稲作を含む農業全体の従事者の絶対数を確保することが重要であり、魅力ある仕事へと成長させることが求められております。

本県では、令和六年度新規就農者数は三百八十三人、前年より五人増となり、調査を開始した昭和六十年以降で最多となりました。また、第四次農林水産業元気創造戦略における令和六年度新規就農者目標数三百七十人を超え、東北六県では九年連続で第一位となっておりますが、小規模だからこその高付加価値の農業の推進のように、中山間地域、農地の小さな地域など、土地の集約や大規模化の波に対応できない地域においても、その地域特性を踏まえた小規模な担い手や経営を支援する考えや、地域の農道・水路をはじめ、地域環境の保全に尽力してきた小規模農家の数を減らさないための今後の戦略と取組についてお伺いいたします。

最後に、特殊詐欺の現状と対策についてお尋ねいたします。

昨今、特殊詐欺は全国的に増加の一途をたどっており、特に高齢者が狙われるケースが多くなっています。山形県においても、昨年の特殊詐欺被害件数は七十八件、被害総額は三億二千万円に達しており、前年から約二億三千六百万円の大幅増加となりました。このうち、六十五歳以上の高齢者の被害状況に着目すると、件数が三十六件、被害総

額は二億一千万円に上ります。

特殊詐欺の手口は巧妙化しており、電話やインターネットを通じた詐欺が増加しています。特に最近では、オレオレ詐欺や架空請求詐欺といった手口だけでなく、SNSを利用した詐欺も台頭しております。日本では高齢者の多くが、IT技術をめぐる情報格差、いわゆるデジタルディバイドを抱えていると言われておりますが、こうした社会問題を悪用し、情報通信技術の発展を逆手に取って高齢者を狙う特殊詐欺犯罪が後を絶たない状況になっております。

先月には、警察官を装った特殊詐欺事件で、村山市に住む六十代女性が、暗号資産として六千八百万円をだまし取られるという高額被害の事件も発生したところです。特殊詐欺事件は、私たちのありふれた日常の中で発生するものであり、私たちの生活の安全と安心を脅かすものであることから、早急に実効性のある対策が求められております。

近年、特殊詐欺や強盗など社会に震撼を及ぼす極めて悪質な事件に関与する組織として、匿名・流動型犯罪グループ、いわゆる「トクリュウ」の存在が指摘されております。

報道によりますと、いわゆるトクリュウは、SNSなどの交流サイトを通じて犯罪ごとに離合集散し、匿名性の高い通信アプリなどで連絡を取り合っており、犯行に及んでいるとされております。グループ内のメンバー間でも互いの素性を知らないこともあり、指示役が特定しにくく、若者がSNS上のいわゆる闇バイトに応募し、実行役として加担するケースもあると承知しております。

これら犯罪組織の取締りを強化するため、昨年四月からは、首都圏警察などに特殊詐欺連合捜査班、通称T A I T（タイト）を設置し、全国警察が一体となり、管轄にとらわれることなく犯人を検挙する捜査体制をしいており、また、本年十月からは、警察庁において匿名ターゲット捜査チーム、通称T3を立ち上げると承知しております。

このように、特殊詐欺は、国民の安全安心を脅かす大きな犯罪であり、本県としても、警察本部を中心に、関係機関と連携を図りながら、重点的に対策に取り組んでいく必要があるものと認識しております。

そこで、本県の特殊詐欺の被害の状況、とりわけ高齢者を狙った特殊詐欺被害の状況をどのように分析されているか、また、分析結果を踏まえた上で今後の特殊詐欺対策にどのように取り組んでいかれる方針なのか、警察本部長にお伺いいたします。

以上が私からの質問となります。御答弁よろしくお願い申し上げます。御清聴ありがとうございました。

○議長（田澤伸一議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

松澤企業管理者。

○企業管理者（松澤勝志君） 私からは、企業局における風力発電所の稼働状況と今後の電気事業の展開についてお答えいたします。

企業局では、戦後の急速な経済成長の進展による電力の逼迫に対応するため、昭和二十九年に野川水力発電所を運転開始して以降、これまで県内十四か所に水力発電所を整備し、平成二十五年には太陽光発電所、令和三年には酒田風力発電所も新たに稼働させました。

この酒田風力発電所は、三基合計で最大出力六千九百キロワットの風車により、運転開始後三年間の平均で、年間約一千九百万キロワットアワーの電力販売、約四億二千万円の料金収入、約一億円の純利益を上げております。

当発電所の安全対策といたしましては、企業局の保安規程に基づき、巡視点検を月一回、定期点検を年一回行っているほか、風車の運転状況等を鶴岡電気水道事務所から常時遠隔で監視できる体制を構築しており、これまで運転に重大な支障が生じるようなトラブルは発生しておりません。

先月二日に、秋田市内の風力発電所で羽根の落下事故が発生したことを受けまして、速やかに情報収集を行ったところ、事故を起こしました風車は、酒田風力発電所の風車と同じ製造メーカーで機種も同一であることが判明いたしました。このため、事故当日に企業局職員による緊急目視点検を実施し、さらに先月九日以降は、安全性を最優先するため運転を停止しております。その後、企業局独自にドローンによる点検を行い、さらに今月二日からは、メンテナンス会社・日立パワーソリューションズによる羽根の空洞部分の内部点検、九日には、製造メーカーによる羽根の外部点検も実施されました。今後、これらの点検結果の報告を受けまして、異常がないことを確認した後に運転を再開する予定としております。

なお、今般の事故を受けました住民等の安全対策といたしましては、風車への進入道路にはもともと、森林管理署による立入禁止措置が取られておりましたが、これに加えて、風車への接近禁止を明示しました看板を先月末に風車周辺に設置したところであります。

次に、今後の電気事業の展開についてお答えいたします。

企業局では、現在、老朽化した倉沢及び肘折発電所のリニューアル事業を進めているほか、鶴子及び朝日川第一発電所におきまして、既存の設備を最大限活用しました最大出力の増加を図るための調査検討を行っております。また、平成二十九年度に環境エネルギー部が公表しました「県管理砂防堰堤における中小水力発電事業可能性調査」三十三

地点の中から米沢市丹南地点を最も有望と判断いたしまして、その地点での五百キロワット程度の小水力発電の事業化を目指し、今年度は、昨年度実施いたしました水質調査の結果を踏まえ、事業費の精査等を行っているところであります。

企業局といたしましては、このような取組を通しまして、カーボンニュートラル社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入拡大を進めるとともに、将来にわたる持続的かつ安定的な電気事業経営の確保に向け、引き続き努力してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 小中総務部長。

○総務部長（小中章雄君） 東北公益文科大学の公立化の進捗状況と今後のスケジュールについてお答えいたします。

東北公益文科大学の公立化につきましては、県と庄内広域行政組合による令和八年四月の公立大学法人の設立を目指し、副知事、庄内地域二市三町の首長、東北公益文科大学理事・学長などで構成する公立大学法人設立準備委員会を設置し、準備を進めております。

これまでに準備委員会を五回開催し、公立大学法人の組織や運営等に関する基本的な事項を定める定款や、大学の基本的な財産となる土地と建物の出資方法のほか、学生納付金や入学者選抜などについて協議を重ねてまいりました。このうち、定款の制定と財産の出資につきましては、設立団体の議会の議決が必要となるため、本定例会に関連議案を提出させていただいているところです。

公立大学法人の設立には、総務大臣と文部科学大臣による認可が必要となります。国際学部の設置につきましては、学校法人が本年三月に文部科学大臣に認可申請を行っており、現在審査中でございます。この学部設置の認可を受けた後の本年九月をめどに、公立大学法人の設立認可申請を行う予定です。

また、令和八年四月の入学に向けた学生募集も重要であることから、本年三月の準備委員会において、入学金や授業料等の額と、入試方法別の募集人員等を決定し、公立化のPRのチラシに掲載して県内の全ての高校三年生に配付したほか、ホームページ等で公表しております。募集人員の設定に当たりましては、公立大学として、庄内地域の高校出身者を含む県内高校出身の入学者を確保するため、学校推薦型選抜に地域枠を設定することとしております。

今後、入試のスケジュールや科目などの詳細な情報につきまして、大学と連携しながら、オープンキャンパスや学校訪問などを通して周知し、入学者の確保を図ってまいります。

次に、公立化と併せて、大学のさらなる魅力向上に向けて行う機能強化につきましては、昨年八月の公立化及び機能強化に関する基本合意において、一つ目に「地域の企業・自治体等との連携強化による地域課題解決への貢献」、二つ目に「デジタル化をリードする人材の育成」、三つ目に「国内外を開拓する人材の育成」の視野を踏まえながら検討し、具体的な取組を進めることとしております。

今後、十八歳人口が減少していく中で、学生確保も見据え、魅力的で特色のある大学にしていくとともに、地域の持続可能性をどのように図っていくか、そこに公立大学としてどのように貢献していくかという視点も持ちながら、県、二市三町、大学が、それぞれの課題認識を基にアイデアを出し合い、よりよい大学となるよう、今年秋に予定している機能強化の基本方針の策定に向け、議論を加速させてまいります。

このような機能強化も含め、県、庄内広域行政組合及び構成団体である二市三町をはじめとする関係者の皆様に丁寧に説明しながら、令和八年四月の公立化に向けて、しっかりと準備を進めてまいります。

○議長（田澤伸一議員） 會田みらい企画創造部長。

○みらい企画創造部長（會田淳士君） 飛鳥の特定有人国境離島地域への追加指定についてお答えを申し上げます。

本県唯一の有人離島である飛鳥は、周辺の暖流の影響から温暖な気候と豊かな水産資源を有する貴重な島であるとともに、我が国の領海や排他的経済水域の外縁を形づくる極めて重要な役割を有する島であると認識しております。

県では、これまで累次の離島振興計画を策定し、酒田市と連携の上、空き家の解体による避難路の確保や、簡単な買物ができる「とびしまマリンプラザ」の改修整備、海底光ファイバーケーブルの敷設などに取り組み、島民の居住環境の整備などに努めてまいりました。

あわせて、県では酒田市とともに島キャンプやオンラインツアーなどの体験型施策の展開による移住促進にも取り組み、参加者が移住に至ったという実績も出てきております。また、漁業を志す若者の移住、さらには移住された方にお子様が誕生されるといった明るい話題も生まれてきているところでございます。しかしながら、島民の高齢化と相まって人口減少が一層進行し、地域コミュニティの維持は大きな課題となっております。

飛鳥には、その地政学的な重要性にとどまらず、貴重な観光資源等を有する本県唯一の離島として、持続可能な地域社会を構築し、人が住み続けることそのものに大きな意義があるものと認識しており、島民の定住のためには居住環境の一層の改善が重要であると考えております。

特に、島民の暮らしは、唯一の交通手段である定期船を活用した本土との往来に大きく依存していることから、酒田市では今年度より国の補助金を活用し、島民の乗船料金の引下げ措置を行っておりますが、日常的に定期船を利用

する島民にとって、その経済的負担は依然として大きい状況にあります。

こうした離島特有の課題に対応するためには、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」、いわゆる有人国境離島法に基づき、飛島が特定有人国境離島地域に指定されることが不可欠であり、指定となれば、より手厚い政府の支援が講じられることとなります。

このため県では、有人国境離島法の施行以来、複数年度にわたって政府の施策等に対する提案を行ってまいりますとともに、全国知事会や北海道東北地方知事会を通じた要望、さらには県と酒田市との連名による要望など、繰り返し働きかけを行ってまいりました。

現在、有人国境離島法の適用期限である令和八年度末を見据え、政府与党においては延長及び改正に向けた議論が開始されていると承知しております。県といたしましては、この動きを好機と捉え、酒田市と連携の上、有人国境離島法が議員立法であるということも踏まえまして、県選出の国会議員や県議会議員の皆様のお力添えもいただきながら、政府与党に対し、飛島の重要性を丁寧に訴え、指定の実現を目指してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 庄司防災くらし安心部長。

○防災くらし安心部長（庄司雅人君） 昨年の大雨災害を教訓とした避難所運営の在り方についてお答え申し上げます。

昨年七月に本県を襲った大雨災害では、二十二市町村で計百三十八か所の避難所が開設され、最大三千三百八十三人の方が避難をされました。

避難所に係る業務としては、避難所の開設から、避難者の入退所の受付、食料・物資の管理・供給のほか、トイレの確保や感染症の防止、要配慮者への対応など多岐にわたります。

こうした中、県では、昨年の大雨災害への対応を検証するため、災害救助法が適用された十六市町村を対象にアンケート調査を行ったところ、避難所の運営に関して、約半数の七市町村から「課題があった」と回答がありました。その主なものとしては、数多くの避難所が開設され、想定より多数の職員が運営要員として必要になったことや、運営への地域住民の参画が不十分であったことから、職員に過度な負担が生じ、ほかの災害対応業務でマンパワー不足となったこと、また、男女別のスペースを確保しない避難所があったほか、男女共同参画による運営組織の設置が必要などの意見が寄せられたところです。

こうしたことから、避難所の運営については、地域住民との協力体制の構築や担い手の確保、男女双方の視点による運営、さらには、デジタル技術の活用等による業務の効率化を進めていくことが課題と認識しているところでございます。

このため、県では、毎年実施している自主防災組織リーダー研修会について、避難所運営を重点的に取り上げることで、自主防災組織の避難所運営への主体的な参画につなげていきたいと考えております。加えて、地域防災の担い手として、防災に対する知識と技能を習得し、避難所運営の中心的な役割を担うことも期待されている防災士について、より一層の増加を図るため、防災士養成研修講座の定員を昨年度の二百十人から、本年度は一・五倍の三百人に拡充いたします。また、女性の視点からの避難所運営を含め地域防災への女性の積極的な参画を促進するとともに、女性防災士の育成につなげるため、今年度新たに、女性防災士育成セミナーを県内四地域で開催することとしております。デジタル技術の活用による避難所運営業務の効率化については、マイナンバーカードを活用した入退所の受付機能や、県と市町村による避難者情報の一元管理機能に加え、アンケート方式による避難者ニーズの迅速な把握などの機能を有する防災アプリを市町村と共同で導入することとし、本年度中の運用開始を目指して現在作業を進めているところです。

さらに、県では、今月十日に本県における防災・減災対策の今後の方向性について検討し、取りまとめを行う有識者会議を設置したところでございます。今後の会議での御意見や御提言を踏まえて、取組のさらなる充実を図り、もって避難所が円滑に運営され、被災された方々が安全安心な避難生活を送ることができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 酒井健康福祉部長。

○健康福祉部長（酒井雅彦君） 私から、公立・公的病院の役割と持続可能な医療提供体制の構築についてお答えいたします。

本県の医療提供体制につきましては、精神科病院を除く五十二の一般病院のうち二十三が公立病院であり、一般病院病床数に占める公立病院の割合も令和五年で全国一位の四二・七％となるなど、本県の地域医療を確保する上で、公立病院は極めて重要な役割を担っていると認識しております。

一方、最近の病院の経営状況につきましては、ここ数年の急激な物価高騰や賃上げにより、診療報酬の増額改定分を上回る費用上昇が大きな負担となり、厳しい状況が続いていると認識しております。

こうした中、政府は、効率的な医療提供体制の確保や入院医療の提供を継続していただくことを目的として、経営

状況の急変に直面する病院や有床診療所を支援する「病床数適正化支援事業」を創設し、その一次配分で、全都道府県分として約二百九十四億円、対象病床数七千七百七十床、本県分として約五億五千四百万円、対象病床数百三十五床が内示されたところです。

なお、当該事業には、全国で相当数の申請があったことから、政府の配分方針において、公立病院が支援対象から除外されるとともに、支援対象とされた民間病院等であっても、予算の範囲内での支給となる事例も出ています。

本事業への病院関係者の期待も大きかっただけに、公立病院が支援対象外とされたことは大変残念であり、このまま厳しい経営環境が続けば、本県の地域医療の確保も難しくなるものと強い危機感を持っております。

このため、県では、今日、知事から厚生労働副大臣に対し、「令和八年度政府の施策等に対する提案」において、物価高騰や賃上げに適時適切に対応できる診療報酬制度の導入や病院経営の支援強化などを直接要請いたしました。加えて、県内の厳しい病院経営の実情を直接訴えるため、山形県病院協議会理事長である県立中央病院長、全国自治体病院協議会山形県支部長である山形市病院事業管理者、そして県の病院事業管理者とともに、本県選出の国會議員に対し、当該事業の十分な財源確保を強く要請してきたところです。政府からは、当該事業の追加内示を検討していると伺っておりますので、今後の動向を注視し、引き続き政府に対し必要な働きかけを行ってまいります。

次に、地域医療構想についてですが、県が平成二十八年に策定した現行の山形県地域医療構想に基づき、病床の機能分化・連携に係る協議を進めてきた結果、平成二十七年度と比較し、急性期病床が九百七床減少するとともに、高齢化により必要性が高まっている回復期病床が五百六十八床増加するなど、一定の成果があったものと認識しております。

来年度策定予定の新たな地域医療構想につきましては、八十五歳以上人口の増大や人口減少がさらに進む二〇四〇年頃を見据え、一つ目として、従来の病床の機能分化・連携に加え、外来・在宅医療、介護との連携なども含めたものとする、二つ目として、新たな構想に精神医療を位置づけることなど、地域の医療提供体制全体の課題解決を図ることが求められております。

今年度中に政府からガイドラインが示される予定ですが、県としましては、病院経営が一段と厳しくなる中、持続可能な医療提供体制の確保に向け、医療関係者の御意見をお聴きするなど、今年度から策定に向けた準備をしっかりと進めてまいります。

○議長（田澤伸一議員） 高橋農林水産部長。

○農林水産部長（高橋和博君） 米価高騰を追い風とした農業の担い手確保・育成の充実についてお答えいたします。

令和二年の農林業センサスによりますと、稲作経営体のうち、経営耕地面積が三ヘクタール未満の小規模な経営体は約一万二千経営体と、稲作経営体全体の約五八%を占めており、農地のみならず、農業用施設の保全、さらには、農村コミュニティの維持にとって欠かせない存在となっております。

しかしながら、小規模な稲作経営体は、平成二十七年から令和二年までの五年間で、約五千経営体、割合にして約二九%の減少となっております。

農業機械や資材・燃油等の高騰が続く中で、小規模な稲作経営体にとりましては、機械の更新等の設備投資が大きな負担となり、営農を断念する要因の一つとなっております。

このため、令和三年度から、政府の支援が行き届きにくい小規模な稲作経営体を対象に、県単独事業として、「元気な地域農業担い手育成支援事業」を実施してまいりました。この事業は、オーダーメイド型の支援を行うもので、複数の小規模な稲作経営体が共同で田植機やトラクター、防除用ドローン等の農業機械を導入し、地域ぐるみで省力化・生産コストの削減を図る取組等について、これまでの四年間で五十九グループ、三百四十五経営体を支援してまいりました。

また、令和七年度からは、後継の事業として「未来を育む農業担い手育成支援事業」にリニューアルし、引き続き、オーダーメイド型で支援しております。

こうした支援に加え、小規模な稲作経営体により多くの所得を確保し、営農活動を続けていくためには、収益性の高い園芸作物等の新たな作物の導入や、直売所での顔の見える販売など、付加価値の高い生産・販売に向けた取組も重要と考えております。

これらの取組については、各総合支庁の普及指導員が、個別の小規模な稲作経営体の実情に応じて、作付品目や販売方法などに指導・助言を行ってまいります。また、加工品の開発・商品化や飲食店等と連携した少量多品目の提供につきましては、支援機関と連携し、付加価値の高い農業の実現に向けてしっかりサポートしてまいります。

県としましては、引き続き、大規模経営によって本県農業を牽引するトップランナーと、農地保全や農村コミュニティの維持等になくはない小規模な経営体を、担い手の両輪と位置づけ、農業の持続的な発展に向け、しっかりと施策を展開してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 水庭警察本部長。

時間がありませんので簡潔にお願いいたします。

○警察本部長（水庭誠一郎君） 特殊詐欺の現状と対策について答弁申し上げます。

オレオレ詐欺や架空請求といった特殊詐欺や、SNSを用いて投資話や恋愛話に誘引するSNS型投資・ロマンス詐欺を合わせますと、本県における被害状況は極めて深刻な状況にございます。本年五月末の認知件数を見ますと六十六件、被害額は三億五千万円近くと、前年同期に比べて認知件数では減少しておりますが、被害額は大きく増額しているところでございます。

本年五月末で六十五歳以上の高齢者に係る被害を見ますと、認知件数、被害額とも前年同期比では減少しておりますが、一千万円以上の被害に遭った方の割合が六十五歳以上の高齢者ですと四人に一人となっております、これが六十四歳以下の方ですと十人に一人である。この二つを比べますと、高額被害の割合がより高い傾向にあることが見てとれるかと存じます。

手口を見ますと、件数ベースでは、最近では警察官を装ったオレオレ詐欺が全体の四割を占めるといった手口の入替わりもございます。また、犯行時に使われる電話番号は、約六割がプラスマークから始まる国際電話番号となっているという、こういう状況でございます。

県警察では、こうした高齢者被害の現状や手口の特徴を踏まえた上で各種対策を展開しているところでございます。

具体的に申し上げますと、まず被害に遭わないための環境づくりとしては、いわゆる情報発信メールであります「やまがたー〇ネットワーク」で警察からメールを送りまして、手口の紹介をしたり注意喚起をするなどしております。また、SNSも活用してございます。さらに、国際電話の利用休止申込みの働きかけや迷惑電話防止機能付の固定電話の普及や、高齢者が無償で受けられる相手側の電話番号の表示や非通知を解除する要求のサービス利用促進にも取り組んでいるところでございます。

この他、民間の事業者の方々、金融機関やコンビニとの連携も進めてございます。例えば、金融機関とは、不審な取引に係る情報共有を、情報提供いただいて対策を進めたりですとか、特殊詐欺の予兆電話を認知した場合には、金融機関に警察からいち早く自動で電話が行くような仕組み、システムを構築しております。

また、コンビニエンスストアとの連携では、全国に先駆けて、いわゆる「コンビニポリス」と言われる制度を導入しまして、これは全てのコンビニに担当警察官を割り当てて、平素からの防犯指導ですとか、あるいは被害の疑いがある高額や複数回の電子マネー購入などの抑止につなげているということでございまして、本年では五月末までに百件近く、うち高齢者によるものが六十件近くの被害を銀行やコンビニの窓口や店舗などで阻止していただいているところでございます。

さらに、闇バイトの話もございまして、犯行に加担させないための取組として、警察のほか、大学生などをサイバーパトローラーとして委嘱しまして、サイバーパトロールを強化しております。その際に、リプライ機能を活用して個別の警告を行ったりですとか、SNS事業者への削除依頼を実施するなどしているところでございます。

最後に、捜査的なことを申し上げますと、警察庁主導の、先ほど議員からも御指摘のありました特殊詐欺連合捜査班に県警察からも捜査員を派遣するなどして、全国警察と連携して捜査を推進しているところでございます。

以上、引き続き、官民一体による特殊詐欺の被害防止対策を展開しまして、県民の財産の保護と安全安心の確保に努めてまいります。

○議長（田澤伸一議員） この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十五分 休 憩

午後 一時 零 分 再 開

○議長（田澤伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

二十番相田光照議員。

○二十番（相田光照議員） 皆さんこんにちは。自由民主党の相田光照です。一般質問最後の質問者となりました。本日の日程もあと一時間ではありますが、思いを込めて質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうかお聞きいただければと思います。

改めまして、この質問の機会を与えていただきました議員の皆様には厚く御礼を申し上げたいと思っております。そして、傍聴していただいている皆さんもありがとうございます。

今日も暑い日となりました。今までは考えられない五月下旬から六月、本当に夏が一足早く来たようにも感じます。昔では感じることもできない気温と突発的な降雨に見舞われる季節の到来です。その影響は、我々のみならず、森羅

万象あらゆるものに大きく影響を与えています。

今回は、このことも含め、大きく五点について質問をさせていただきたいと思います。

では、早速質問に入らせていただきます。

本県では、令和二年八月、「ゼロカーボンやまがた二〇五〇」を宣言し、二〇五〇年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを目指しています。「カーボンニュートラルやまがたアクションプラン」の基本的な考え方では、令和三年度から令和七年度までを、いわば行動の五年間と位置づけ、その実現に向けて全県民的な運動を展開することになっています。

このアクションプランは、三つの視点に基づく県民、事業者等の行動指針で構成されています。「かえる」、意識・道具・電気・行動を変える。「つくる」、再エネでエネルギーを創り、地域の活力をつくる。「かかわる」、県民一人一人が自分事として積極的に参加するということです。

具体的施策には、標語やポスターコンテストなどはもとより、再エネ設備導入への補助金制度や出前講座、小学生向け学習教材の作成、カーボンニュートラル大使などの若者支援制度などがあります。

一方、行政・公共施設での実践としては、株式会社やまがた新電力が昨年四月より山形県有施設二十七施設、企業局十三施設、市町村施設、民間事業者など、百二十七か所に対して一〇〇％ＣＯ２フリーの電力を提供しています。これにより、ＣＯ２排出削減予定量は年間約二万六千二百トンＣＯ２となり、一定の効果は見られます。

今年度はアクションプランの最終年度であり、まさに今、環境エネルギー部として五年間の総まとめを行う時期にきています。

さらに、環境省が進める「脱炭素先行地域」への選定も、ゼロカーボンやまがた二〇五〇の実現に向けて大きな推進力となり、本県の関わりも重要になってきます。

本年五月九日、第六回公募の選定結果が公表されました。米沢市と飯豊町を主たる提案者として、山形県など計二十五者を共同提案者とする提案が選定されました。これは山形県内で初の選定となります。米沢市、飯豊町が提案したのが「米沢牛と地域連携で挑む肉用牛バイオガス発電モデル二・〇による脱炭素への道」であります。これは令和十二年、二〇三〇年までに先進的な脱炭素モデルに取り組むものです。

そこで、沖本環境エネルギー部長にお伺いいたします。

県内初の選定となった米沢市と飯豊町による脱炭素先行地域。これから六年間、二つの自治体がメインとなり実行していくものですが、県行政としてどのように関わっていくのか。また、この選定がゼロカーボンやまがた二〇五〇の実現にどのように寄与していくと考えておられるのか、お伺いいたします。

今回、この質問をつくるに当たり、第四次山形県環境計画を改めて拝読させていただきました。自然環境が今までにないほど変わりつつある現在、これから四半世紀の間であらゆる取組をして、カーボンニュートラル社会を目指していく。私は、これを実現することは決して易しく簡単なものではないと理解しています。何より、行政や企業のみで実現するものではなく、県民総出でなければ実現するものではありません。つまり、県民一人一人の理解が最大の実行力になります。

ですが、県民への理解が進み、これらのことが深く浸透しているのかと言われればどうでしょうか。ゼロカーボン、カーボンニュートラル、脱炭素社会。聞いたことがある言葉で終わってはいないでしょうか。だとすれば、今後必要になることは、今にも増した県民理解と実行力のある取組です。

二〇五〇年にカーボンニュートラルを実現するために、どのように認識を共有できる取組をしていくのか、環境エネルギー部長にお伺いしたいと思います。

沖本部長に最後の質問をさせていただきます。

ゼロカーボンやまがた二〇五〇は、二〇五〇年までにカーボンニュートラルを実現すればそれで終わりというものではありません。その後も継続的に、言わばこれから永久的にＣＯ２排出削減に努めていくものです。

環境エネルギー部の主要施策でも、重点的に力を入れていることが「人づくり」です。これからの山形を支え、担っていくのは若人たちです。そんな彼らに環境を学ぶ機会を提供することが、本当の意味でのカーボンニュートラル社会の実現につながっていきます。

学校教育や、自然観察、植樹、清掃活動などの体験活動、ごみ分別、節電・節水の習慣などの地域家庭教育等を通した、横につながる施策展開が必要ではないでしょうか。

若者支援制度でもあるカーボンニュートラル大使の任命などは、次代を担う子供・若者が自身の取組を通して活動の輪を広げるなど、とてもよい事例だと思います。多くの若人が興味関心を持つ工夫があってしかるべきです。

私が常に身につけているこのオレンジリング、これは認知症サポーターのあかしです。認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対して、できる範囲で手助けをする人の目印となっています。誰でも参加できる認知症サポーター養成講座を受講することで、このオレンジリングが渡されます。今ではオレンジリン

グに代えてカードを配付している自治体もあるようですが、県庁の職員の皆さん、そして先輩の議員の皆さんたちなど、多くの方がこのリングを持っているはずです。

このような形で環境教育を受けた方々、取組を実践されている方々を、例えば認定するような制度を創設し、目印になるものを付与してもいいのではないのでしょうか。それは、小学生から大人まで全ての人が対象です。

このような思いも踏まえて、人材育成を目的とした環境教育の状況と今後の展開について、環境エネルギー部長にお伺いいたします。

続いて、本県における産業振興についてお伺いいたします。

現在、国内外の経済情勢は、アメリカ・トランプ政権による保護主義的な関税引上げ政策による世界経済の混乱、ロシアのウクライナ侵攻や中東情勢の不安定化によるエネルギー価格の高騰、急激な円安の進行など不確実性を増しており、その影響は地方経済である本県にも確実に及んでいます。

殊さら、いわゆるトランプ関税に関しては、本県でも四月二十二日から二十八日の間で、県内企業への影響を把握するためアンケート調査を実施しました。回答数は、製造業、建設業、卸売・小売業等二百四十八社。その結果をひもといてみれば、アメリカとの取引について、「直接取引及び間接的に取引がある」と答えた企業が四二・三%、アメリカの関税措置による影響について、現時点での影響のない企業が九割を占めていましたが、「既に影響がある」と答えた企業が八・九%、それに加え「今後影響が出る見込み」であると答えた企業が三五・一%と注視すべき割合となっています。

企業の主な意見としては、「発注元より関税額が不確定のため製品の出荷ストップがかかっている」「しばらく値上げを控えて欲しい等の要請がすでに出ている」、「今後、大手自動車メーカーの設備投資計画時期に変動が出てくると考えられる」などがあり、「不安を感じている」企業が六七・七%と見過ごすことのできない数字となっています。これが事業者の切なる思いでしょう。

今後、産業労働部としては、先を見越し、関税対策にも注力していかなければならないはずですが。加えて、本県産業を取り巻く経済情勢は、深刻な人口減少と高齢化の進行、頻発する自然災害の激甚化、デジタル技術の飛躍的な進展による企業活動の抜本的な変革など、多面的・複合的な要因が複雑に絡み合い、かつてないほどの速度で変化をしています。

特に、県内企業の九九・八%を占める中小企業、その中でも大半を占めている小規模事業者にとっては、経営資源に限りがあるため、原材料費やエネルギーコストの高騰、人手不足の深刻化といった目の前の課題に対応するだけで精いっぱいであり、新たな事業展開や生産性向上に向けた投資を行う余裕がないのが実情です。

さらに、デジタル化の波は産業構造そのものを大きく変えようとしており、既存のビジネスモデルが通用しなくなる可能性も指摘されています。

こうした変化に迅速に対応できない企業は、競争力を失い、衰退していくおそれがあります。しかしながら、このような厳しい状況だからこそ、本県経済を活性化するためには、目の前の課題に対応するだけでなく、長期的な視点に立ち、本県産業の強みを最大限に生かしながら、若者や女性、高齢者、障がいのある方など多様な人材が生き生きと働くことのできる付加価値の高い仕事を継続的に生み出し、持続的に発展し続ける産業の振興が不可欠であるのではないのでしょうか。

具体的には、高度な技術力を持つ県内企業の新分野進出への支援、デジタル技術を活用した中小企業の生産性向上、県産品のブランド力強化による販路拡大、そして、起業家精神を持った挑戦する若人の育成などが重要であると考えます。

産業労働部長には、県内経済の状況を的確に把握し、変化の激しい社会経済情勢に対応しながら、本県産業の新たな可能性を切り開いていくという大変難しいかじ取りが求められます。

奥山部長とは、昨年度、常任委員会の中で、深い議論と産業界全体を俯瞰する観点を学ばせていただきました。長年にわたり商工分野を歩んでこられた豊富な経験と知見をお持ちであり、県内企業の経営状況や課題にも精通している。そのリーダーシップと実行力に、私も含め産業界一同大いに期待するところであります。

そこで、本年三月に策定した本県産業の羅針盤となる「産業振興ビジョン」、これに基づき各種産業振興策が今後本格展開されるものと認識しております。しかし、変化の激しい社会経済情勢への対応を迫られる中、今後どのように本県の産業振興に取り組む考えなのか、産業労働部長にお伺いいたします。

次に、農林水産部長へ質問をいたします。

本年は、明治八年・一八七五年に明治政府からサクランボや西洋梨など果樹の苗木が配付され、旧山形県庁敷地に植えられてから、本県の果樹にとって大きな節目となる「やまがたフルーツ百五十周年」を迎えました。先日、六月六日、七日の両日、祝いの式典である「さくらんぼメモリアルフェスタ」が開催されました。

本県の代名詞であるサクランボは、近年、降霜や強風、猛暑などにより、生産者を苦しめる状況が続いています。

ここ十年ほどの平均収穫量は約一万二千五百トンですが、昨年度は猛暑と高温障害により、収穫量は九千トンを下回り、三十年ぶりの低水準となりました。そして、本年の見通しは、山形県さくらんぼ作柄調査委員会の調査で、先日、予想収穫量が八千六百トンから九千七百トンと下方修正され、平均を下回る予想が出されました。収穫も始まり、旬を迎えるサクランボ。何とか数多くの赤いダイヤが実ることを切に願っています。

そんなサクランボや西洋梨と同様に、百五十周年の記念すべき節目を迎えたのが、地元米沢市でも盛んに栽培されているリンゴです。米沢市の多くのリンゴは「館山りんご」と呼ばれ、「米沢の味ABC」の筆頭に名を冠する御当地グルメです。ちなみに、Bをなす米沢牛も本年で百五十周年を迎えました。

そのリンゴが今、悲鳴を上げています。ニメートルを超えるリンゴの木、そのてっぺんの新芽がウサギによって食べられていたということでした。これはどういうことを表すか。三月に入り、雪が解け始め、動物も活動し始めるその時期に、やっと雪の中から枝が顔を出し始めたということです。つまり、ニメートルを超える木々は全て雪に覆われていたことになります。

その原因は、皆さんも記憶に新しい今冬の大雪です。平年比の倍近い積雪量と積雪深。過去三十年平均を大幅に上回る水準でした。人的被害も数多く、米沢市での被害者数は、本県全体百十七名のうち二十三名、実に二〇%になります。

当然ながら、建造物の被害や交通障害も起こりました。そして何よりも、農業被害が数多く見られた雪害でした。果樹の枝折れや農業施設の破損が確認され、本県では様々な支援が冬の期間から発動されています。

運転資金や施設復旧に必要な資金の貸付け、農作業道の除雪に係る支援、融雪剤購入に係る支援、農機具や農業用ハウス等の復旧に係る支援など、各種様々な形で手厚い支援をしていただいたと思っています。生産者の方々も「助かった」と口をそろえておっしゃっていました。

しかし、春を迎えた現在、不安が取り除かれたわけではありません。リンゴに関して言えば、枝折れというよりは幹割れが非常に多く、新たに植栽をしなければならない生産者がいます。リンゴは、春と秋植えの二季が植え替え時期です。しかし、今春は剪定と同時並行のため、秋植えが主流になると思われます。

ただし、今冬の大雪は、本県のみならず、リンゴ生産量日本一を誇る青森県でも同様の被害があるようです。青森県全体の農業被害額は約二百四億八千三百万円に上り、過去最大となりました。このうち九割超に当たる約二百二億六千五百万円がリンゴの枝折れ、幹割れ被害と推定され、非常に深刻な状況だそうです。

つまり、本県が支援していただいている補植用の苗木購入補助を活用して秋植えを予定していても、その苗木が手に入るかどうか分からず、場合によっては来春、植え替えをせざるを得ないおそれがあるということです。

そこで、本県における今冬の豪雪による最終的な農林被害状況と県の対応について、さらに、今後も起こり得るであろう気象災害において被災農家に寄り添った支援が私は必要と考えておりますが、県としてどのような姿勢で支援に取り組まれるのか、高橋農林水産部長にお伺いいたします。

次の質問に入ります。

水防法では、洪水予報河川及び水位周知河川を洪水浸水想定区域の指定対象としていましたが、令和三年水防法改正により、これまで指定の対象外となっていた全ての一級河川及び二級河川についても新たに指定の対象となりました。

本県県土整備部では、令和元年度まで指定した洪水予報河川及び水位周知河川の七十河川に加えて、令和六年六月に村山地域の百二十七河川、本年五月二十三日に新たに最上、置賜、庄内地域の三百五十七河川を追加指定しました。これにより、県管理河川五百五十四河川全ての指定が完了し、市町村による洪水ハザードマップの作成や避難体制の整備に活用されることとなりました。

これと同じように、土砂災害警戒区域等の指定に向けて、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」が、本年一月三十日に公表されたことを皆さんは御存じでしょうか。これは、国の土砂災害防止対策基本指針に基づき、令和三年度から県がより高精度な地形情報等を用いて抽出した結果を踏まえたものです。

この新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」については、各市町村にも説明済みとのことでありますが、まだホームページの更新に至っていない自治体が多いのも事実です。

今回の公表は、土砂災害から命を守る情報啓発という意味ではとても重要な事象です。本県も、近年の異常気象や豪雨の頻発化により、従来の方法で抽出し指定した土砂災害警戒区域等以外で土砂災害が発生する事例が生じております。

土砂災害から命を守ることが先決。土砂災害の危険性があることを県民の皆さんに知ってもらうことも、行政の大きな責務だと考えます。そういう意味では、公表したことを多くの方々に知ってもらうことがまずは重要です。そして、自分の住んでいる地域の状況把握をしてもらうことが大切でしょう。

その観点から、八日には民放の暮らしに役立つ県政情報番組で、「土砂災害から身を守ろう!」というタイトルで

このことが放映され、私も興味深く拝見したところです。

今回公表された内容は、あくまでも「土砂災害が発生するおそれのある箇所」を示したものであって、詳細な調査を基にした結果ではないということです。公表された箇所は、まだ最終的な土砂災害警戒区域等ではないため、住民にとっては危機意識が低い場合もあります。もしかすると、地域によっては、行政による規制が厳しくなるのではと誤解され、協力が得られにくいこともあるかもしれません。

つまり、住民が持つ土砂災害リスク認識と、行政が伝えたい土砂災害リスク情報にギャップが生じ得るということもあります。また、ともすれば、土砂災害警戒区域等に指定されると建築制限や開発制限がかかるため、地元の不動産業や開発業者等との摩擦が生じることもあるかもしれません。

それでも、命を守ることが最優先です。だからこそ、早急に詳細な調査を行い、危険性があるかないかを示していく必要があると思います。

今後、詳細な調査を行う予定だと認識していますが、調査対象箇所が膨大な数で広範囲に及ぶため、相当の期間を要するのではと懸念もされます。

そこで、新たな土砂災害警戒区域等の指定に向けて、どのような調査をいつ頃から始め、どのように進められるのか、さらには、危険性がある場合等、関係機関との調整や住民への説明などどのようにして行っていくのか、永尾県土整備部長にお伺いいたします。

それでは、最後の質問に入ります。

昨年四月、県内で二校目となる県立中高一貫校が庄内地方に誕生しました。県立致道館中学校・高等学校です。内陸の県立東桜学館中学校・高等学校とともに、モデル校としてその実践を検証した上で、県内四学区に中高一貫校を設置する指針が平成二十一年、山形県中高一貫教育校設置構想として制定されました。

私が考える中高一貫校の設置目的は、高校入試の影響を受けずに探究的で主体的な学びを六年間継続して行えること、地域に根差しながらグローバルに活躍する人材を育てること、地方創生・定住促進につなげる地域の魅力ある教育の発信をしていくこと、この三つだと思っています。

端的に言えば、探究・共創・地域貢献・グローバル対応、それぞれが行える学校像があり、生徒自らが課題を見つけ答えを導く、そのことが生徒像だと思っています。つまり、受動的な学びではなく、主体的に自立した学びを見いだす人間育成が中高一貫校での大きな役割だと思っています。

山形県の中高一貫教育は、高校受験回避のための制度ではなく、長期的視野での人材育成の場として位置づけられています。そのため、大学進学だけではなく、地域に根差す力と世界とつながる力の両立が重視されています。人口減少が進む本県では、これらの学びを身につけた若人が、今後求められる人材として間違いなく必要であり、県内全域で育て上げていく必要があります。

このような思いは、私に限らず多くの方が抱く希望です。特に中高一貫校が設置されていない置賜地方では、このような声が大きくなっています。「いつ設置されるんだ」「県立高校再編と同じ時期にできるんだろう」などと、近頃、このような相談をとみに受けます。それだけ期待の表れであると思う反面、明確に答えることができないもどかしさもあります。

平成二十一年、山形県中高一貫教育校設置構想ができ、東桜学館が平成二十八年、致道館が令和六年に開校されたことを考えると、ともに七年ほどの期間を有しています。つまり、一朝一夕で設置、開校できるものではないと思っています。

ですが、時期や設置地域など具体的なことではなく、本県中高一貫校の今後の方向性を教育局として示していってもいい時期なのではないでしょうか。早めに示していくことが山形県のまちづくりにも影響を与えるかもしれないと思っていますので、須貝教育長に御答弁をお願いし、私の壇上からの質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（田澤伸一議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

沖本環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（沖本佳祐君） 私には三点御質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、米沢市と飯豊町における脱炭素先行地域づくり事業への県の関わりについてお答え申し上げます。

地域の脱炭素化に向けては、地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素化を進めるモデル地域をつくり、他地域へ取組を広げていくことが重要です。

このため、環境省では、二〇二五年度までに全国で少なくとも百か所の脱炭素先行地域を選定し他地域へ広げる、いわゆる「脱炭素ドミノ」を全国で起こすことを目指しているところです。

このような中、去る五月九日に、脱炭素先行地域の第六回公募に係る選定結果が公表され、米沢市と飯豊町による

提案が本県で初めて採択されました。

提案の概要としては、米沢牛の肥育から加工に至るまでのサプライチェーン全体の脱炭素化を進めることにより、ブランド価値向上や家畜排せつ物処理対応などの地域課題の解決を目指すものです。

具体的には、両市町で発生した肉用牛ふんを活用したバイオガス発電設備の導入や、発電時の余剰熱を活用した液肥濃縮ペレット肥料の生産など、地域内でのエネルギー創出や資源の循環活用等を図ることを計画しております。

県では、米沢市及び飯豊町が提案に向け昨年度立ち上げたプロジェクトチームに結成時から参画し、綿密な打合せを通して提案内容のブラッシュアップを図るなど、採択に向けた伴走支援に努めてまいりました。

今後、事業執行段階においては、環境エネルギー部をはじめ、農林水産部や置賜総合支庁など関係部局において、計画の進捗状況に応じて適宜支援を行うなど、共同提案者として米沢市及び飯豊町と連携して取組を進めてまいります。

また、本県では令和二年八月に「ゼロカーボンやまがた二〇五〇」を宣言し、県民総ぐるみで脱炭素化に向けた取組を展開しておりますが、本県におけるカーボンニュートラルの実現に向けては、県内市町村における地域脱炭素の取組の一層の推進が欠かせません。

このため、先進的な脱炭素施策を県内各地へ波及させ、県内における脱炭素ドミノを展開するための足がかりとして、「やまがた脱炭素ドミノ推進勉強会」を新たに設置いたします。この勉強会では、米沢市及び飯豊町の脱炭素先行地域の取組内容をはじめとした先進的な脱炭素施策の紹介や、他の市町村・各団体等との意見交換などを行うことを想定しております。

県としては、米沢市及び飯豊町と連携し、県内への横展開を含め、しっかりと脱炭素先行地域の取組を推進していくとともに、引き続き地域の脱炭素化に意欲的に取り組む市町村を支援することで、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を着実に進めてまいります。

次に、カーボンニュートラル社会の実現に向けた県民向けの取組についてお答え申し上げます。

県では、令和四年二月にカーボンニュートラルやまがたアクションプランを策定し、二〇五〇年までのカーボンニュートラル実現に向け、県民・事業者・行政それぞれが脱炭素アクションに主体的に取り組む県民運動を展開しております。

具体的な施策としては、カーボンニュートラルに関する認知度向上のため、「カーボンニュートラルやまがた県民運動推進大会」を開催し、カーボンニュートラルに取り組む県内団体の事例紹介等を行うとともに、標語・ポスターコンテストの開催や、カーボンニュートラル大使の活動内容の発信、新聞や情報誌、SNSなど各種媒体を活用した普及啓発に努めております。

加えて、住宅の高断熱・高気密化による省エネ及び太陽光発電設備などの再エネ導入を支援する「やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金」や、省エネ性能の高い家電への買換えを促す「やまがた省エネ家電買換えキャンペーン」などを実施してきたところです。

また、議員御指摘のとおり、カーボンニュートラルの実現に向けては、県民一人一人に脱炭素アクションを自分事として捉えていただき、行動変容につなげていくことが不可欠であると考えております。

そのため、今年度新たに、県民の方々がふだんの生活において、どのくらいのCO₂を排出しているのか自ら理解し、環境への影響を意識する機会を設けるため、個人のCO₂排出量をウェブ上で測定できる専用サイトを創設するべく、現在準備を進めているところです。

今後、県内スポーツ・文化イベント等と連携するなど、サイトの活用に向けた普及啓発を図ってまいります。

あわせて、県民総ぐるみの運動を引き続き着実に展開するため、今年度、カーボンニュートラルやまがたアクションプランの改定を行うこととしております。

検討に当たっては、県、市町村、経済団体、消費者団体等、県内百七十八団体で構成する「カーボンニュートラルやまがた県民運動推進会議」の中にアクションプラン改定検討ワーキングチームを設けるほか、専門的見地から意見をいただくため、外部有識者をメンバーに加え、さらに環境活動を積極的に実践している若者の意見も伺うなど、今後のアクションについて、多様な方々と認識を共有しながら進めてまいります。

県としては、県民の方々がそれぞれの日常の中で環境問題を意識し、二〇五〇年までのカーボンニュートラル実現に向けた脱炭素アクションを自分事として取り組んでいただけるよう、引き続き重層的に施策を展開してまいります。

最後に、人材育成を目的とした環境教育の状況と今後の展開についてお答え申し上げます。

県では、令和三年三月に策定した第四次山形県環境計画において、持続的発展が可能な豊かで美しい山形県を構築していくには人づくりが全ての基盤であるとの考えから、環境教育を全ての施策に係る重要施策に位置づけ、第一の施策の柱として「持続可能な社会をけん引する人づくりと県民総ぐるみによる運動の展開」を掲げ、人づくりに取り

組んでいるところです。

具体的には、広く県民を対象として、地球温暖化対策や自然との共生、3Rなどに関して楽しく学び体験する場を提供するため、毎年、「やまがた環境展」を開催しており、昨年度は一万七千人を超える県民の皆様に来場いただきました。

また、環境科学研究センターを環境教育の拠点とし、学校や公民館、住民団体等が行う環境に関する講演会・学習会等へ講師の派遣を行っております。加えて、県民の環境意識の醸成や環境保全活動の普及のため、水生生物の生息状況による水質調査や、体験型イベントとして、「親子で楽しむ環境科学体験デー」を実施しております。これらの取組に、昨年度は八千人を超える県民の皆様に参加いただきました。

さらに、カーボンニュートラル社会の実現に主体的に貢献する人材の育成という観点から、県内の小中高生を「カーボンニュートラル大使」として委嘱し、大使としての実践活動に対する支援や、大使同士の交流を通して、カーボンニュートラルに向けた行動の輪を広げていきます。

また、環境に関する普及啓発の担い手として活躍できる若者の確保に向けては、大学生等を対象として、通称「やまカボ・サポーター」と称する学生環境ボランティアの育成に取り組んでおります。

このように、県ではあらゆる世代が環境について学ぶ機会を提供しております。

加えて、二〇五〇年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて社会を牽引していく子供たちが、楽しみながら地球温暖化対策への理解を深められるよう、環境学習の入り口として活用できるデジタル教材の作成にも今年度新たに取り組んでいるところです。

県としては、山形と地球の環境が一体であることを表している「カーボンニュートラルやまがた」のロゴマークを活用し、脱炭素に向け取り組む方々が一体感を持って活動を展開できるよう、さらなる機運醸成を図ってまいります。

これらの取組を通して、持続的発展が可能な社会の実現に向け、カーボンニュートラル社会を担う人づくりのため、環境教育をしっかりと推進してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 奥山産業労働部長。

○産業労働部長（奥山 敦議員） 社会経済情勢の変化に対応する今後の産業振興についてお答えいたします。

本県企業を取り巻く環境は、原材料やエネルギー価格の高騰による生産コストの増大、あらゆる産業分野での人手不足、賃上げ原資確保のための価格転嫁への対応、さらには米国の関税政策による不安感の高まりなど、厳しさや不安定さが続いている状況にあります。

こうした中、県では、令和七年三月に山形県産業振興ビジョンを策定し、二〇三五年に実現を目指す未来の姿として、「多様な人材が活躍し、国内外で価値を創出し、成長し続ける産業社会」を掲げ、多様な主体との「共創」と従来の視点に捉われない積極的な「挑戦」により未来を切り拓き、本県産業の振興を図ることとしております。

具体的には、「国内外に通用する新たな価値の創出促進」「将来に渡り持続可能で強靱な産業の構築」「様々な分野における多様な人材の活躍推進」を活動の三つの柱に据え、取組を進めているところです。

このビジョンを実現するためには、県外や海外の域外需要を獲得し、かつ県内からの域内調達により地域経済を牽引する中核的企業を数多く創出することが必要と考えております。そのためには、成長志向の経営者を増やし、経営者のマインドを「受託型」から「開発・提案型」へ転換させていくことが重要であり、こうした事業形態の転換が賃上げや設備投資といった経済の好循環を生み、ひいては若者にとって魅力的で働きがいのある仕事を県内に増やすことにつながるものと考えます。

県では、その実現に向け、セミナー等による経営者の意識改革の場の創出に加え、企業の成長ビジョンを明確に打ち出すため、「中小企業まるっとサポート補助金」において、経営革新計画等の策定を補助要件とすることや、やまがた産業支援機構とともに県内企業の競争力強化につながる新技術、新製品の開発を支援するなど、新たなイノベーションの創出に向けた取組を進めているところです。

また、企業の成長のベースとなるのは、何といたっても人であります。人を大事にしない企業に未来はありません。経営者と従業員の距離を縮め、一人一人が生き生きと活躍し、未来の自分の姿を思い描ける職場をつくることが求められる中、県では経営者の意識醸成を図り、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進、労働者の処遇改善に取り組むとともに、リスキリングなど能力開発機会の充実、外国人材の受入れ・定着支援など、多様な人材の育成・確保に力を入れてまいります。

県としては、地域の中核的企業の創出や多様な人材がその持てる力を存分に発揮できる機会の創出など、ビジョンの実現に向けた各種施策を関係機関としっかりと連携を図りながら展開し、激しく変動する社会経済情勢の中でも、ぶれずに成長・発展できる足腰の強い産業の構築に向け、全力で取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 高橋農林水産部長。

○農林水産部長（高橋和博君） 令和七年豪雪による果樹被害への対応についてお答えいたします。

今年一月から二月にかけての大雪によって、農業関係でも被害が見られ、特に二月五日から八日頃まで降り続いた雪の影響で、農道の除雪が追いつかなかったため、園地での雪下ろしができず、重さに耐え切れなくなった果樹の枝折れが多く発生いたしました。

こうした被害は、置賜地域を中心として県内各地で発生し、農林水産関係の被害額が約六億七百万円に上り、過去十年では令和三年、平成三十年に次ぐ三番目の大雪被害となっております。

内訳としては、リンゴ、ブドウ、西洋梨、桃、サクランボの枝折れなどの樹体被害が約一億六千万円、農業用ハウスや果樹棚の倒壊、ハウスの被覆資材や農機具の破損などの施設被害が約四億五千万円となっております。また、地域別では、置賜地域が約三億八千万円と最も被害が大きくなっております。

県では、いち早く二月十四日に、市町村と協調した農林水産物等災害対策事業を発動し、枝折れや果樹棚の倒壊等の被害を未然に防ぐため樹園地に向かう農作業道の除雪や、融雪遅れによる春作業への支障を来さないよう、融雪剤購入等を支援してきました。また、種苗や薬剤などの購入費用、被災した施設の復旧費用への融資として、無利子の大雪被害対策資金も併せて発動いたしました。

二月二十五日には、知事自ら政府に対し、農作物の被害拡大防止に要する支援経費についての特別交付税措置など、財政的な支援に関する緊急要望も行ってきたところであります。

その後、四月に入り被害状況が明らかになり、復旧を検討する中で、既存の支援では対応困難なケースも出てまいりました。

具体的には、リンゴの樹体では、折れた枝を固定すれば引き続きの収穫が可能となりますが、枝を固定し支える支柱が相当数必要となる場合や、枝折れがひどく改植が必要な園地では、伐採や抜根に必要な重機の費用が負担となり、改植を諦めてしまう場合などがあります。

こうした営農継続を目指す現場の方々から新たなニーズをお聞きし、県では四月二十三日に、枝折れした樹木を支える支柱の購入や伐採、抜根に要する経費など、これまでになかった新たな支援メニューを追加し、支援の拡充を図ってきたところであります。

近年は気象災害が激化し、農業関連被害の程度が大きくなるとともに、被害の内容も多様化し、これまでの支援策だけでは十分でない場合も生じております。

気象災害で甚大な被害を受けた農業者が、営農意欲を失い、生産を断念するようなことはあってはならないと考えております。

県といたしましては、引き続き被災された農業者の皆様の声を丁寧にお聴きし、意欲を持って営農を継続いただけるよう、災害の状況に応じたきめ細かな対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（田澤伸一議員） 永尾県土整備部長。

○県土整備部長（永尾慎一郎君） 新たな土砂災害警戒区域等の指定に向けた今後の対応についてお答え申し上げます。

県では、平成十七年度から土砂災害警戒区域等の指定を進め、これまでに土砂災害警戒区域として五千二百三十一か所、このうち土砂災害特別警戒区域として三千五百四十二か所を指定しております。

一方で、令和元年の東日本台風などにおいて、従前の精度の地形図判読では土砂災害が発生するおそれのある箇所として抽出されず、土砂災害警戒区域に指定されていなかった箇所での土砂災害の発生が報告されました。国土交通省が災害発生箇所の地形をより高精度な地形情報等を用いて検証した結果、これらの箇所も土砂災害が発生するおそれのある箇所として抽出できた可能性があることが判明しました。

これを踏まえ、国土交通省は、土砂災害防止対策の基本的な方向性を示した土砂災害防止対策基本指針を令和二年に改定しました。この指針では、追加的な土砂災害警戒区域等の指定に向けて、まず、高精度な地形情報等を用いて土砂災害が発生するおそれのある箇所の抽出に努めることが示されました。

これを受けて、県は令和三年度から調査を開始し、五メートルメッシュのデジタル標高地形図を活用して、新たに七千六百一十一か所を抽出しました。これらの箇所については、今後の土砂災害警戒区域等への追加的な指定に向けてさらなる詳細な調査が必要ではあるものの、住民の皆様には土砂災害のリスクを御認識いただき、日頃の備えを行っていただく上で重要な情報であることから、県ホームページの土砂災害警戒システムだけでなく、県や市町村の広報媒体も活用して周知を図っております。

また、御自宅等がエリアに含まれた住民の方々が必要以上に不安を抱かれないよう、取組の趣旨をより丁寧に伝えてまいります。

今後は、現地調査も含めた基礎調査を行い、新たに指定条件を満たす区域については、市町村長への意見聴取を行うとともに、住民説明会を行った上で、速やかに土砂災害警戒区域等の指定を進めてまいります。

なお、基礎調査は、対象箇所数が七千六百十一か所と多いことから、土砂災害に係る警戒避難体制等の早期整備につながるよう、重要施設や人家等が含まれる箇所などから優先的に進めてまいります。

具体的には、要配慮者利用施設及び指定避難所等がある箇所四百三十一か所を来年度までに、人家がある箇所二千五百二十一か所を令和十年度までに調査してまいります。

県としては、土砂災害から県民の命と財産を守るため、引き続き住民の方々への丁寧な対応に努めるとともに、市町村や関係機関と連携し、新たな土砂災害警戒区域等の指定を進め、住民の方々の適切な避難行動につなげてまいります。

○議長（田澤伸一議員） 須貝教育長。

○教育長（須貝英彦君） 私には、本県中高一貫校の今後の方向性について御質問をいただきましたので、お答えいたします。

中高一貫教育は、高校入学者選抜の影響を受けず、ゆとりある安定的な学校生活と、六年間の計画的・継続的な教育活動を通して、生徒の個性や創造性をより伸ばせることや、中学一年生から高校三年生までの異年齢集団での活動により社会性豊かな人間性を育むことが期待されます。

また、地元中学校から希望する高校に進学するという従来の制度に加え、中高一貫校で六年間学ぶという新たな選択肢を設けることで、子供が主体的に進路を選択する機会を提供する意義は大きいと考えます。

県教育委員会では、平成二十一年六月に策定した山形県中高一貫教育校設置構想に基づき、平成二十八年度に東桜学館中学校・高等学校を、令和六年度に致道館中学校・高等学校をモデル校として設置しました。

県内初の併設型中高一貫校である東桜学館は、中学校段階から生徒全員が「未来創造プロジェクト」と題した探究学習などを通して、深い知識や主体性・創造性が育成され、全国的なコンテスト等で入賞するなど優れた成果を上げております。また、卒業後の進路においても高い志の実現につながっております。さらに、学校行事や部活動に中学生と高校生が一緒に取り組む中で、他者と協働する力やリーダーシップが育っております。

一方、致道館については、母体校である鶴岡南高校と鶴岡北高校の長い歴史と伝統を引き継ぎながら、高校に理数科が設置されているという特色を生かし、地元の大学研究施設などと連携して理数教育にも力を入れた学びを進めているところです。

山形県中高一貫教育校設置構想では、内陸地区と庄内地区のモデル校の検証を基に、四学区への設置を検討しております。今後の中高一貫校の設置については、二つのモデル校の成果に加え、平成三十年度に実施した東桜学館中学校開校に伴う周辺小中学校への影響調査や、令和八年度に予定している致道館中学校に関する同様の調査の結果等を踏まえながら検討する必要があると考えております。

その検討に当たっては、県内の中学校卒業生数がこれまで以上に急速に減少する中で、各市町村が進めている中学校の統廃合の動向を見据えながら、今後設置を検討する県立中学校が、どの程度の規模とすれば地元の中学校と共存できるかなどの視点も重要になります。また、中高一貫校の設置に伴う校舎整備等に関わり、老朽化が進む県立学校施設の全体的な改修や改築の計画との調整を図る必要もあります。

県教育委員会としては、設置により期待される効果と懸念される課題を整理し、地域の声を丁寧に聴きながら、県立中高一貫校についての設置に向けた検討をしてまいります。

○議長（田澤伸一議員） 以上をもって通告者の発言は全部終わりました。

質疑及び質問を終結いたします。

○議長（田澤伸一議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明十九日から二十四日までの六日間は議案調査、委員会審査及び休日のため休会とし、二十五日定刻本会議を開き、予算特別委員長より審査の経過について報告を求めます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 二時 三分 散 会